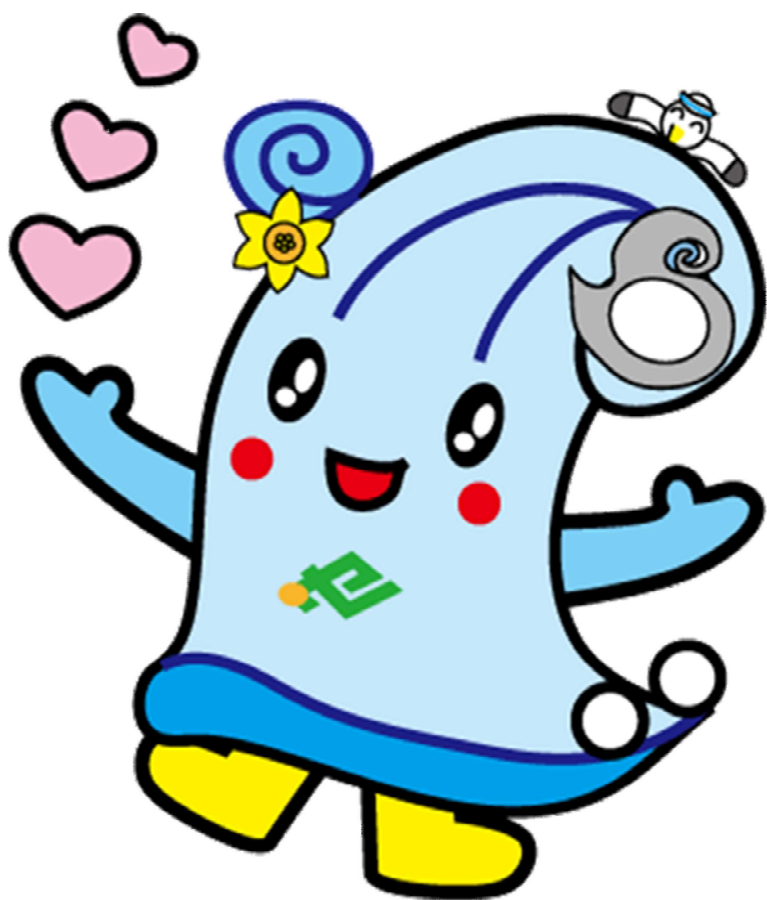


**第2期せたな町地域福祉計画**  
**第2期せたな町成年後見制度利用促進基本計画**  
**【令和6年度～令和11年度】**



令和6年3月  
北海道せたな町



# 目次

## 第1章 計画の策定にあたって

- 1 計画策定の背景・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 計画策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 3 計画の位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
- 4 計画期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9

## 第2章 地域の現況について

- 1 人口等の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
- 2 高齢者の現況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
- 3 児童の現況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
- 4 ボランティア団体の現況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
- 5 生活保護の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
- 6 アンケート調査結果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16

## 第3章 計画の基本理念と基本目標

- 1 計画の基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 33
- 2 計画の基本目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 33
- 3 計画の体系・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 34

## 第4章 施策の展開

- 基本目標1 つながり大切に育てる・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 35
- 基本目標2 誰もが安心して暮らせる・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 38
- 基本目標3 みんなで支え合い助け合う・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 52

## 第5章 成年後見制度利用促進基本計画

- 1 成年後見制度とは・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 54
- 2 権利擁護の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 56

## 第6章 計画の推進のために

- 1 町民・関係機関・行政の協働による計画の推進・・・・・・・・・・ 62
- 2 計画の周知・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 63
- 3 計画の推進・評価・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 63

参考資料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 64～67

## 第1章 計画の策定にあたって

### 1 計画策定の背景

我が国の多くの自治体において、人口減少、少子高齢化や単身世帯の増加、生産年齢人口の減少による就業者数の減少、消費の縮小による地域経済の規模縮小など、地域の持続可能性を脅かす大きな課題を抱えています。

これらの社会構造の変化などを背景として、近年、地域・家庭・職場といったさまざまな場において、支え合い基盤が弱まってきていると言え、単身世帯の増加や近隣住民の関係の希薄化等を背景とした社会的孤立などの影響により、地域住民が暮らしていくうえでの課題は、様々な分野の課題が絡み合って複雑化し、また、個人や世帯において複数の分野にまたがる課題を抱えるなど複合化しています。

例えば、高齢の親が無職独身や障がいのある50代の子の生活を支えている8050問題、また今後、介護や看護、日常生活上の世話などを担うケアラーが増加することも予想されています。

このような課題は、介護保険制度、障害者支援制度、子ども・子育て支援制度など単一の制度のみでは解決が困難であり、対象者別・機能別に整備された公的支援についても、課題を世帯ととらえ、複合的に支援をしていくことが必要とされています。

また、暮らしにおける人と人とのつながりの希薄化によって、孤立し生活に困難を抱えながらも誰にも相談できない、あるいは適切な支援に結びつかないことなどにより、課題が深刻化するケースもあり、これまでの公的な福祉サービスだけでは十分な対応をすることが難しくなっています。

当町においても、このような地域社会の変化に対応し、住み慣れた地域で誰もが安心して自立した生活を送ることができる環境をつくるためには、行政はもとより、地域住民やボランティア団体などが互いに連携・協力して地域の活性化を目指していく方向へと福祉のあり方を変えていくことが必要です。

こうした背景を踏まえ、地域が一丸となって住民同士が支え合い、助け合う地域社会を目指していくため、「第1期せたな町地域福祉計画」の基本的な方向性を引き継ぎ、令和6年度から令和11年度までの6カ年を計画期間とした「第2期せたな町地域福祉計画」を策定します。

また、成年後見制度利用促進基本計画については、認知症、知的障がいその他の精神上の障がいがあることにより財産の管理や日常生活等に支障がある人たちを社会全体で支え合うことが、高齢社会における喫緊の課題であり、かつ共生社会の実現に資するも

のですが、成年後見制度はこれらの人たちを支える重要な手段であるにもかかわらず、十分に利用されていない現状でありました。こうした状況を踏まえ、成年後見制度の利用の促進に関する法律（以下「成年後見制度利用促進法」という。）が平成28年4月15日に公布され、同年5月13日に施行されました。成年後見制度の利用の促進には、市町村の取組が不可欠であることから、同法において、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な市町村計画を定めるよう努めるとされました。これを踏まえ、当町では、『せたな町高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画（令和3年度～令和5年度）』及び『第4次せたな町障がい者計画（基本計画）（令和3年度～令和8年度）・第6期せたな町障がい福祉計画・第2期せたな町障がい児福祉計画（令和3年度～令和5年度）』それぞれの計画において、成年後見制度等の利用促進や権利擁護の推進等の施策を盛り込み、成年後見制度利用促進基本計画も併せた一体的な計画として策定しておりましたが、成年後見制度利用促進に係る権利擁護支援に関する地域生活課題の検討については、誰もがその人らしく生活をし続けることが出来る地域づくりを目指す取組であり、包括的な支援体制の構築が必要であることから、全ての住民を対象として今般、策定いたします『第2期せたな町地域福祉計画』と一体となった計画として策定するものであります。

## 2 計画策定の趣旨

### （1）地域福祉とは

地域福祉とは、それぞれの地域において人々が安心して暮らせるよう、地域住民や公私の社会福祉関係者がお互いに協力して、地域社会の福祉課題の解決に取り組む考え方で、福祉サービスの対象として高齢者・障がい者・児童というように法律や制度で区分される福祉に限らず、人権尊重を基本に、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるように、地域に関わるすべての人達が進めていく地域づくりの取組のことです。

地域社会では、少子高齢化の進展による世帯の小規模化、それに伴う家族機能の弱体化、近隣同士の付き合いの希薄化、加えて厳しさを増す社会経済情勢による貧困の拡大などが、私たちの暮らしにも大きな影響を与えています。そのため、これからも様々な生活課題や福祉問題が多様化、複雑化、潜在化していくものと予想されます。

このような生活課題や福祉問題に対し、地域住民や地域活動を行う人たちと福祉サービス事業者や行政機関、社会福祉協議会と協働し、それぞれの役割や特性を活かしつつ、地域社会でともに暮らす人たちが互いに支え合い、助け合いながら、より良い方策を見出していこうというのが、地域福祉の基本的な考え方です。

## 社会福祉法（抜粋）

### 第1条（目的）

この法律は、社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定め、社会福祉を目的とする他の法律と相まって、福祉サービスの利用者の利益の保護及び地域における社会福祉の推進を図るとともに、社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、もって社会福祉の増進に資することを目的とする。

（中略）

### 第4条（地域福祉の推進）

（第1項略）

- 2 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

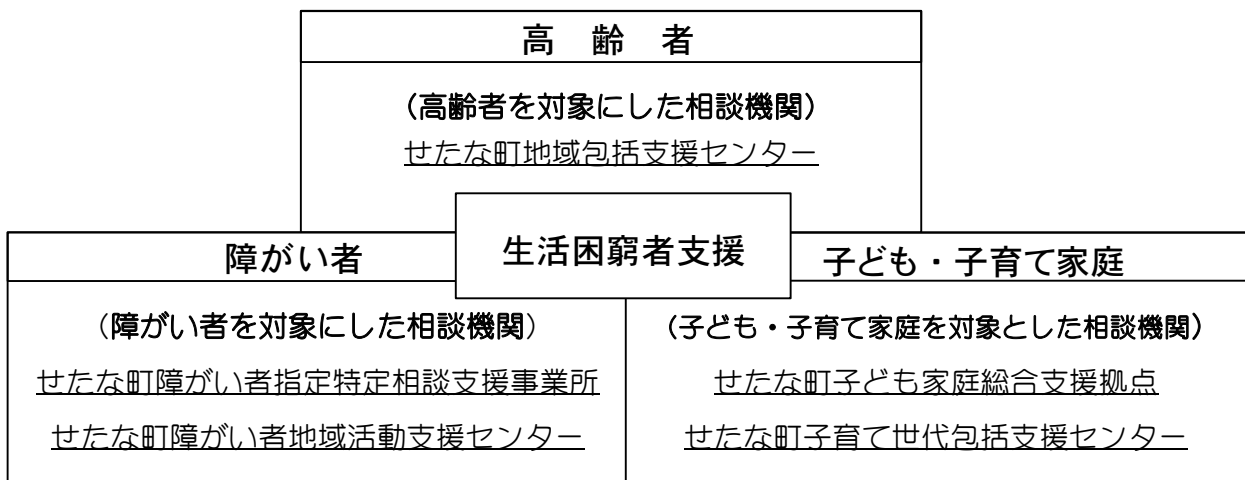
（中略）

### 第106条の3（包括的な支援体制の整備）

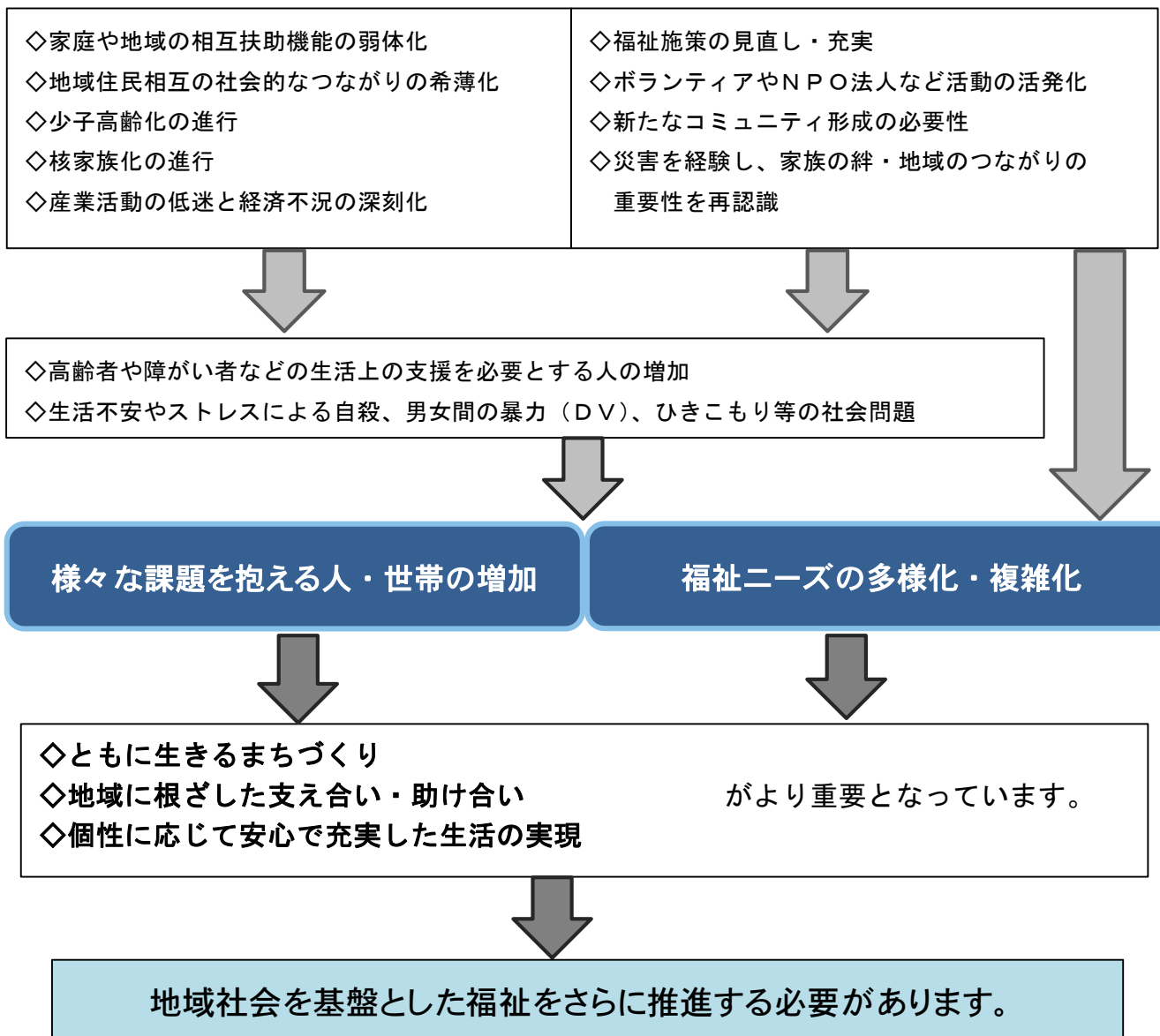
市町村は、次条第2項に規定する重層的支援体制整備事業をはじめとする地域の実情に応じた次に掲げる施策の積極的な実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

- 一 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する施策
  - 二 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する施策
  - 三 生活困窮者自立支援法第3条第2項に規定する生活困窮者自立相談事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する施策
- 2 厚生労働大臣は、次条第2項に規定する重層的支援体制整備事業をはじめとする前項各号に掲げる施策に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。

せたな町の包括的な支援体制（社会福祉法第106条の3関係）



《地域福祉の必要性》

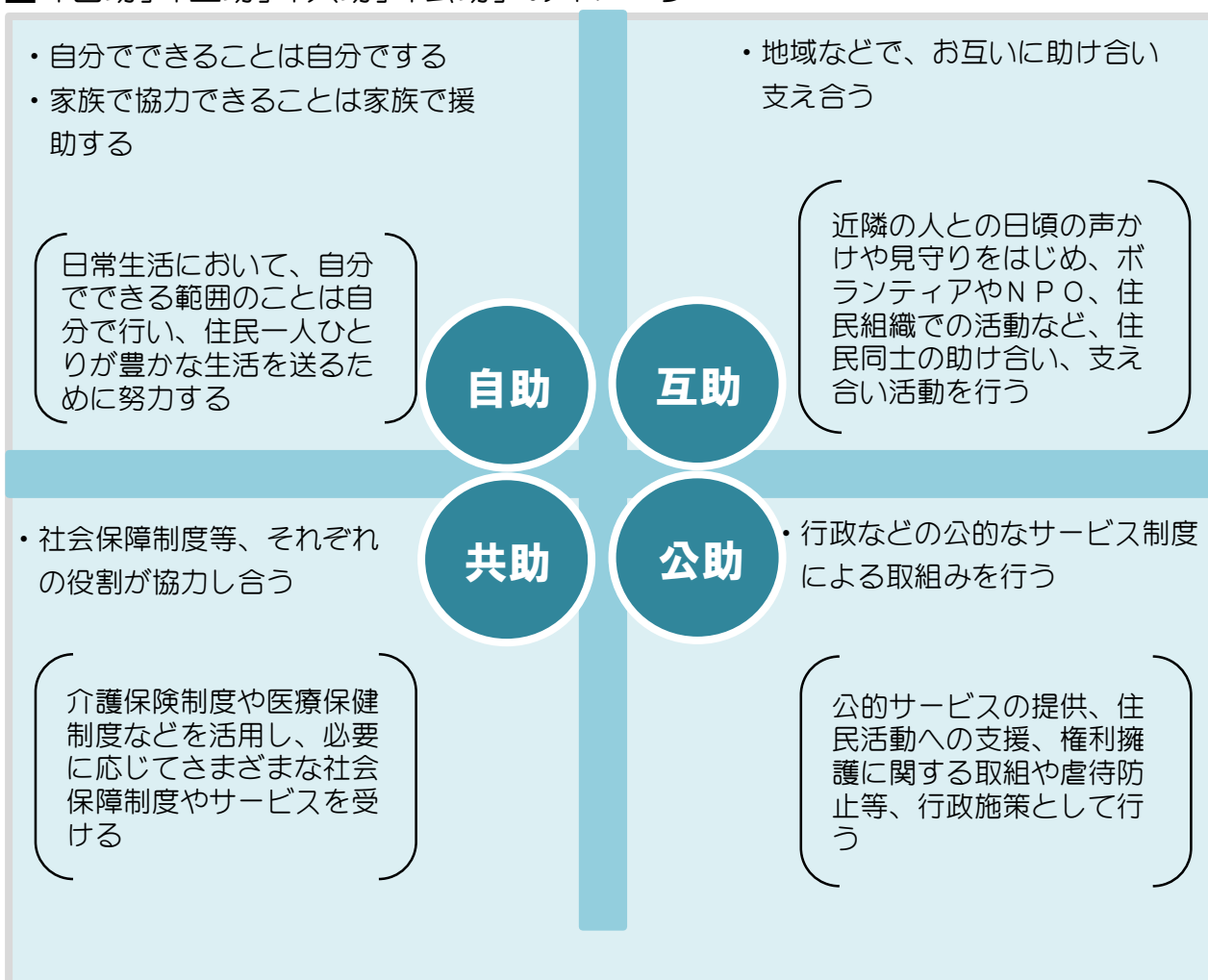


## (2) 「自助」「互助」「共助」「公助」の役割

地域福祉活動を推進するためには、住民・福祉関係団体・社会福祉協議会・行政などが、それぞれの役割を果たし、互いに力を合わせる関係をつくる必要があります。

厚生労働省では、団塊の世代が75歳以上となる令和7年を目処に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築を推進しています。「地域包括ケアシステム」のなかで定義されている「自助」「互助」「共助」「公助」は、費用負担のあり方で区分しており、「公助」が税による公の負担であるのに対し、「共助」は、介護保険などの社会保険被保険者の負担による支援であると位置づけられています。

### ■ 「自助」「互助」「共助」「公助」のイメージ





### (3) 地域福祉計画とは

地域福祉計画は、平成12年6月の社会福祉事業法等の改正により、社会福祉法第107条において新たに規定された事項で、計画の策定については、平成30年4月の社会福祉法の一部改正により、任意とされていたものが努力義務とされ、市町村は、地域福祉の推進に関する事項を一体的に定める計画を策定するよう努めるものとされています。また、法改正において社会福祉法第106条の3第1項各号で規定する「包括的な支援体制の整備に係る事業に関する事項」が計画に盛り込むべき事項として新たに追加されました。地域福祉計画とは、「地域での支え合い、助け合いによる地域福祉」を推進するために、人と人とのつながりを基本として、地域のさまざまな福祉の課題を明らかにし、その解決に向けた取り組みを進め「ともに生きる地域社会づくり」を目指すための「理念」と「仕組み」をつくる計画です。

#### 社会福祉法（抜粋）

##### 第107条（市町村地域福祉計画）

市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
  - 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
  - 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
  - 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
  - 五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項
- 2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
- 3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

#### (4) 成年後見制度利用促進基本計画とは

せたな町成年後見制度利用促進基本計画は、せたな町地域福祉計画の基本理念である「誰もが安心して健やかに暮らせる地域づくり」に向け、成年後見制度など権利擁護支援の充実に向けた考え方や取組を示す位置づけの計画です。「成年後見制度の利用の促進に関する法律」の第14条に規定される「当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画（市町村計画）」として位置づけられます。

#### 成年後見制度利用促進法（抜粋）

##### 第14条（市町村の講ずる措置）

市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見制度等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

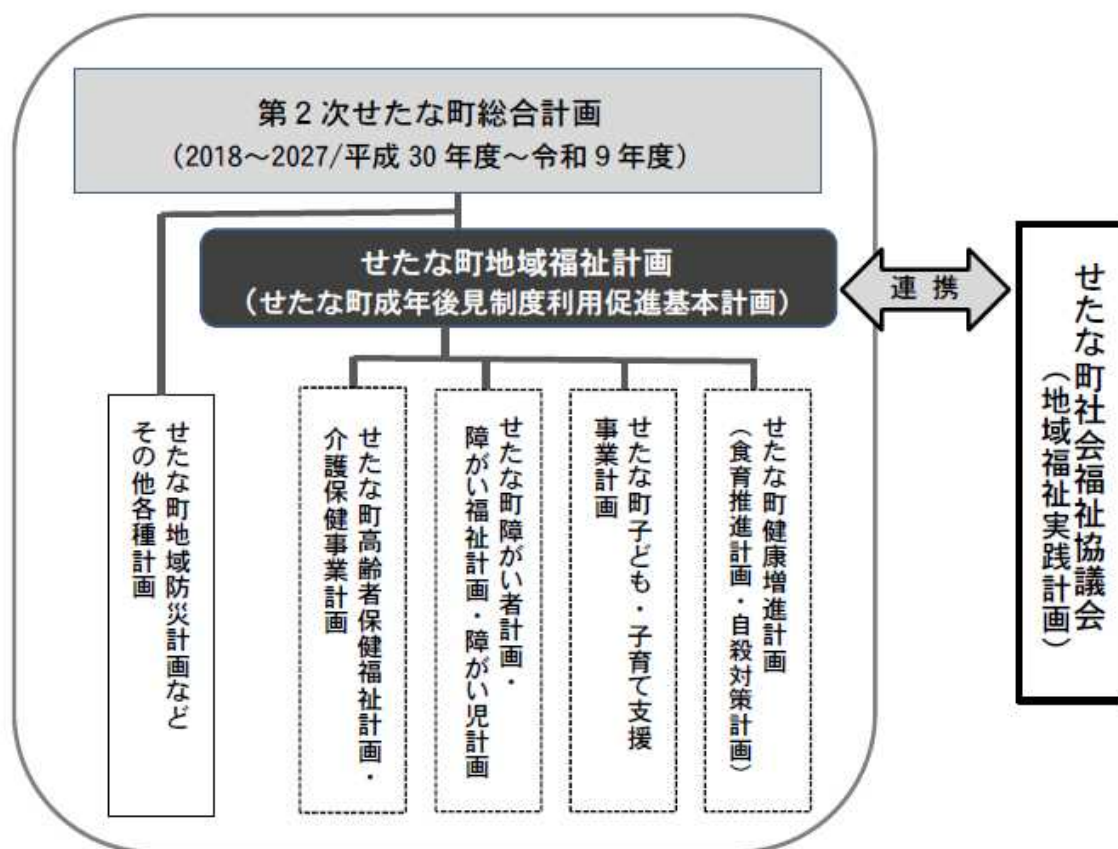
2 市町村は、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関して、基本的な事項を調査審議させる等のため、当該市町村の条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

### 3 計画の位置づけ

「せたな町地域福祉計画」は、社会福祉法第107条に基づいた計画で、第2次せたな町総合計画を最上位計画とし、「高齢者保健福祉計画・介護保健事業計画」「障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画」「子ども・子育て支援事業計画」「健康増進計画」等を横断的につなぐとともに、第2次せたな町総合計画に掲げる「いつまでも健康に暮らせるまち」を基本に、地域住民同士がつながりを持ち、思いやりを持って共に支え合い、助け合いながら安心して暮らすことができるまちづくりを推進するため策定します。

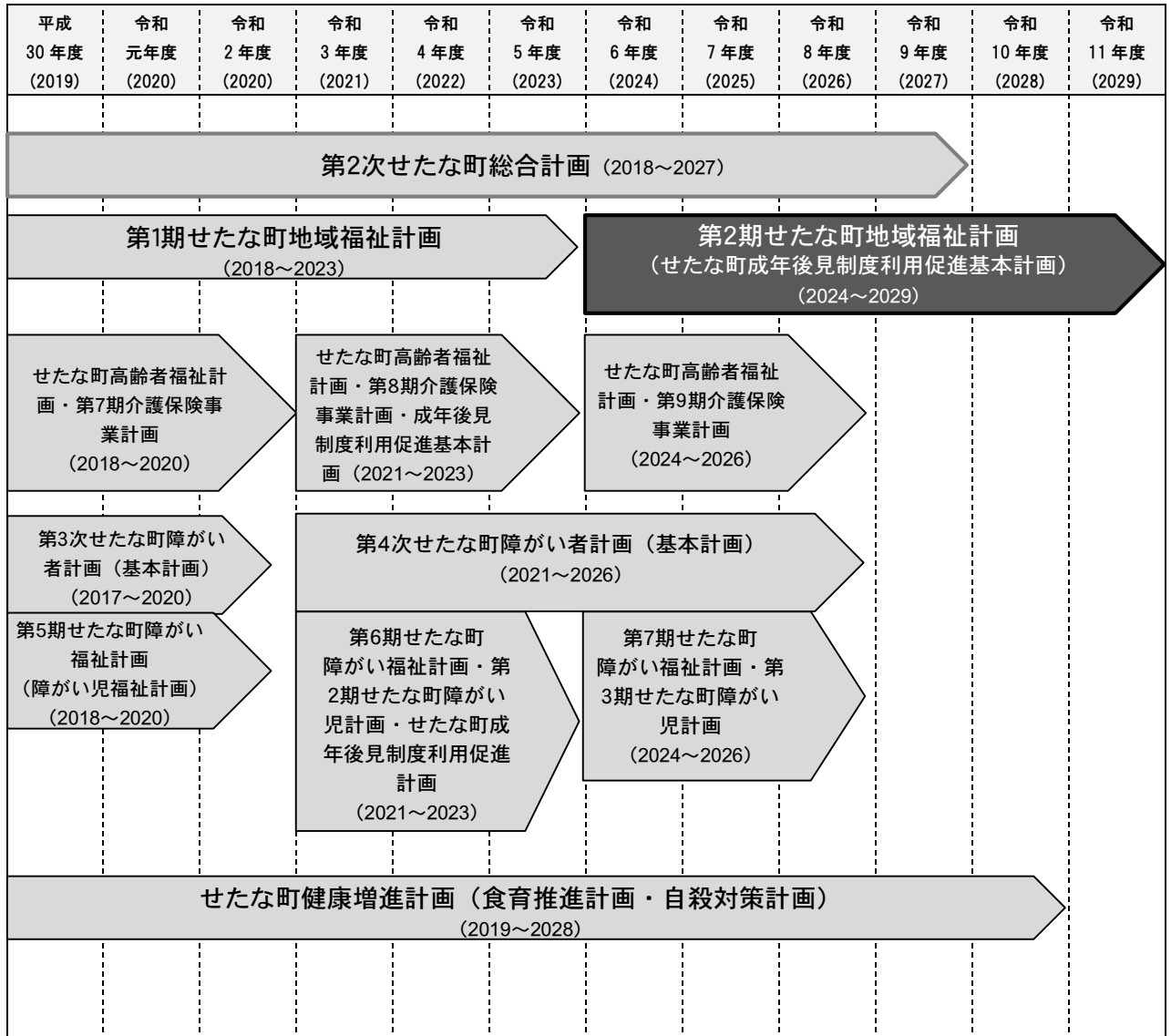
「せたな町成年後見制度利用促進基本計画」は、成年後見制度利用促進基本法第14条第1項に基づき、誰もが住み慣れた地域で、地域の人々と支え合いながら、尊厳をもってその人らしい生活を継続することができるよう、成年後見制度について示す計画であることから、他の関係計画とも連携し、地域福祉計画と一体として策定するものです。

また、平成28年12月に「再犯の防止等の推進に関する法律」が施行され、地方公共団体は国との適切な役割分担を踏まえ、地域の状況に応じ、再犯防止推進計画を勘案して、「地方再犯防止推進計画」を定めるよう努めるものとされており、本計画に「地方再犯防止計画」を包含するものといたします。



## 4 計画期間

本計画の期間は、令和6年度から令和11年度までの6年間とします。



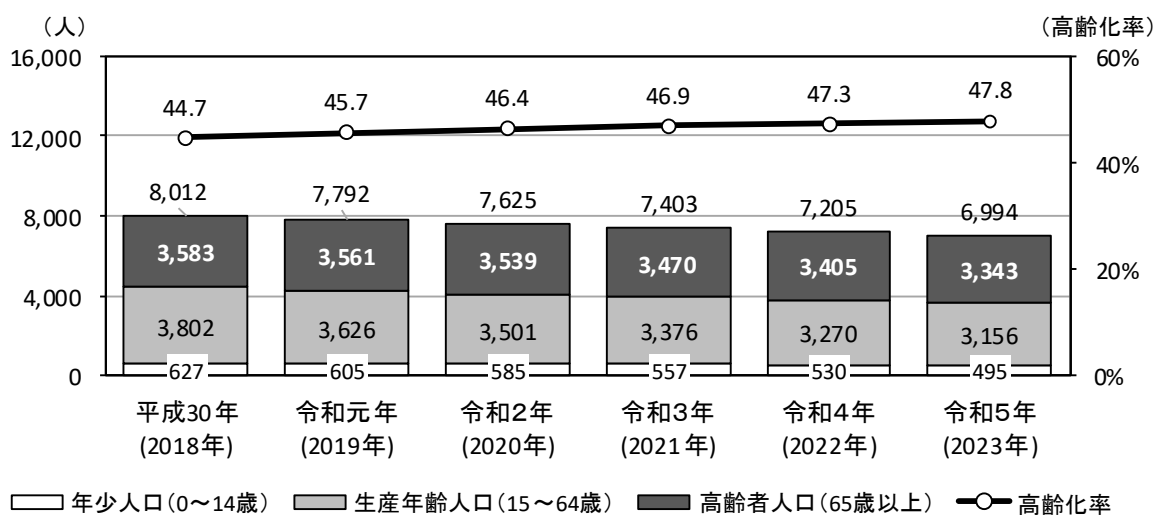
## 第2章 地域の現況について

### 1 人口等の状況

#### (1) 総人口の推移

住民基本台帳でみると、平成30年の8,012人から令和5年には6,994人になっており、5年間に1,019人（12.7%）減少している状況です。

65歳以上の高齢者数は平成30年の3,583人から減少傾向が続いており、令和5年には3,343人となっていますが、高齢化率はゆるやかに上昇を続けており、令和5年には47.8%となっています。

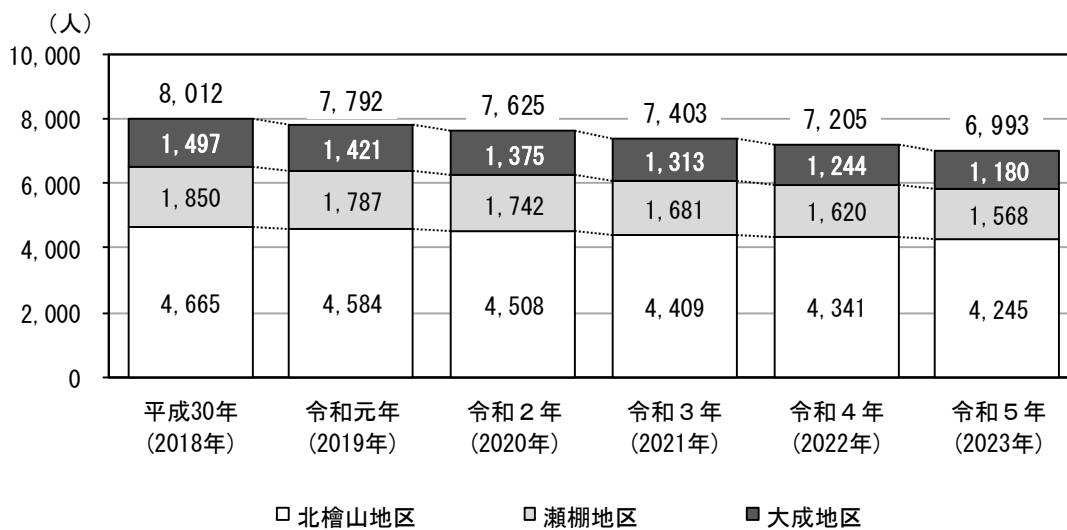


[出典] 住民基本台帳（各年9月末時点）

## (2) 地区別人口の推移

地区別の人口をみると、令和5年は北檜山地区が総人口の6割を占め、瀬棚区は2割、大成区は2割弱となっています。

各地区における令和5年の高齢化率をみると、大成区が60.8%で最も高く、次いで瀬棚区が51.8%、北檜山区が42.7%となっています。

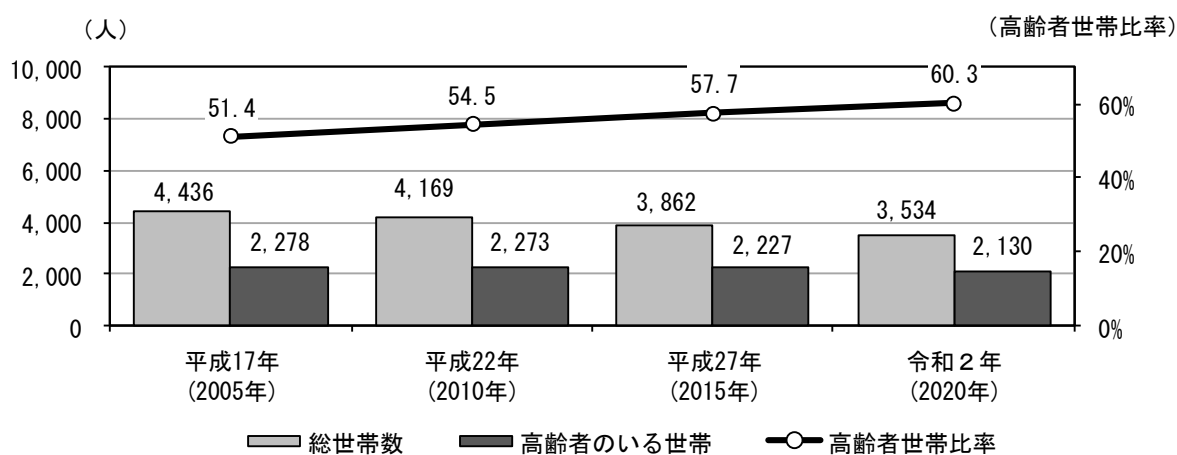


[出典] 住民基本台帳（各年9月末時点）

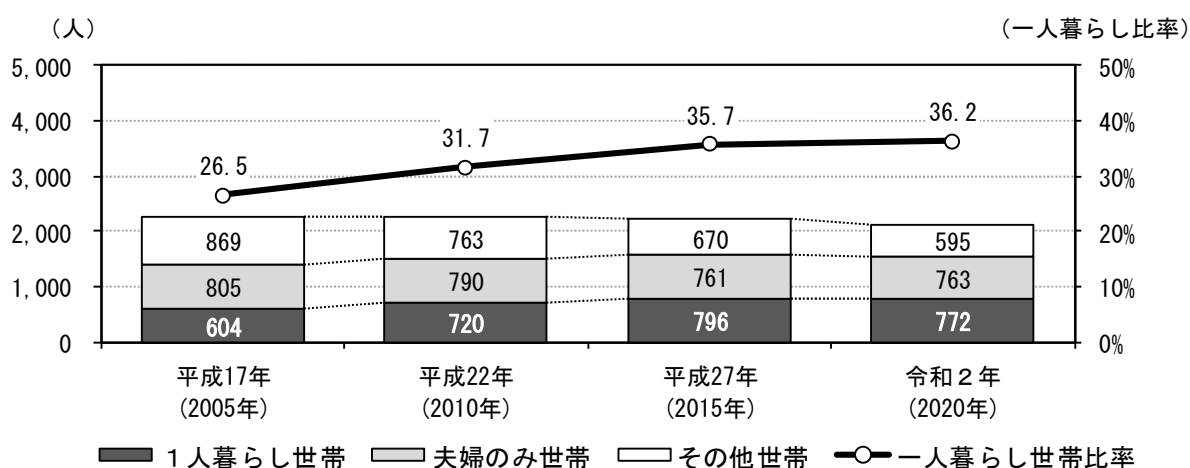
### (3) 世帯数の推移

総世帯及び高齢者のいる世帯は、おおむね減少傾向にあります。高齢者のいる世帯は総世帯数と比べて減少速度が緩やかであるため、総世帯数に占める高齢者世帯の割合は徐々に上昇し、令和2年には60.3%となっています。

高齢者世帯を世帯類型別にみると、1人暮らし世帯数は平成27年をピークに減少に転じ、令和2年は772人、高齢者世帯に占める1人暮らし世帯の割合は36.2%となっています。



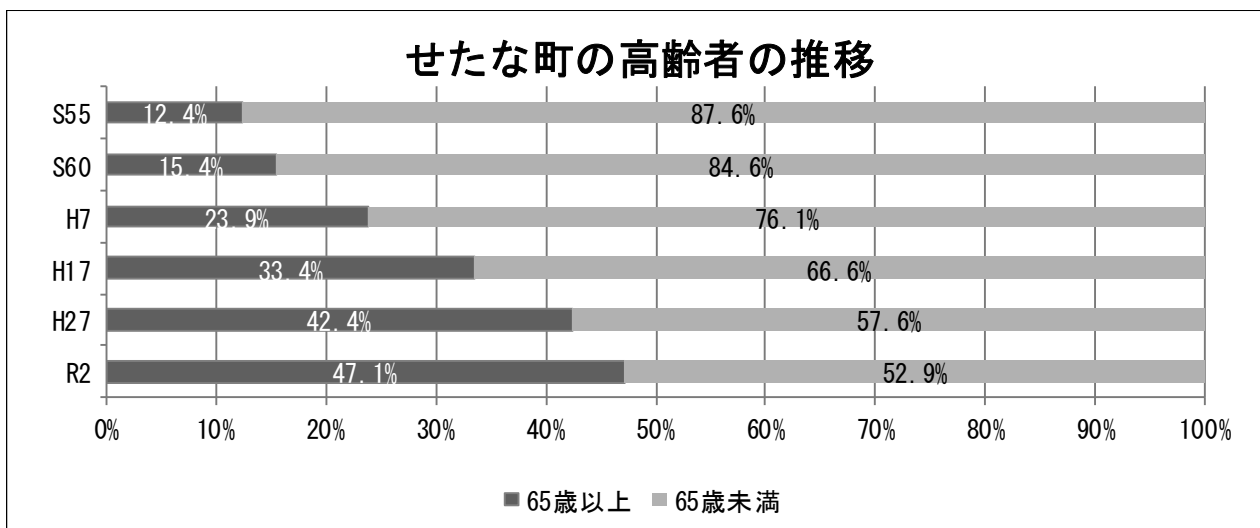
[出典] 国勢調査



[出典] 国勢調査

## 2 高齢者の現況

当町の高齢者の現況は、高齢化率で比べると昭和55年は12.4%でしたが、令和2年は47.1%と、この40年間に34.7%増加し、高齢化が進んでいる状況です。

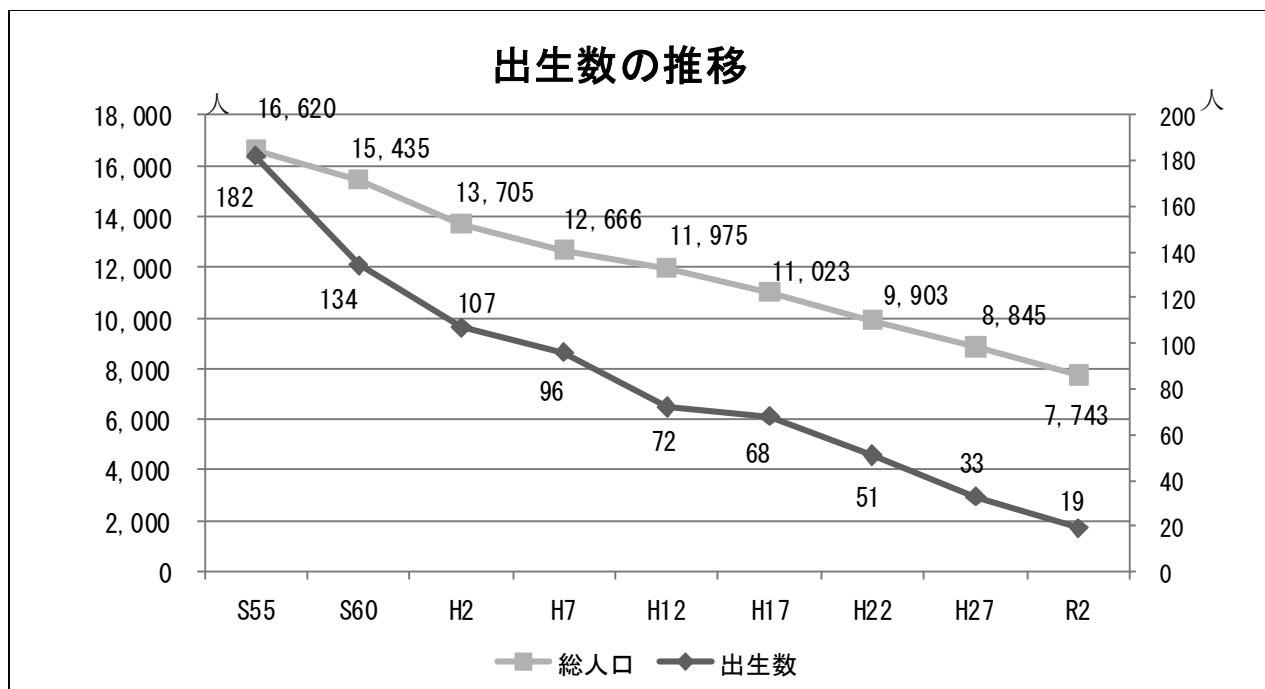


[出典] 国勢調査

## 3 児童の現況

当町の出生者数については、平成7年から100人を下回っています。

このことから、今後も年々出生者数は減少が予測され、少子化対策はますます重要な課題として推進することが急がれます。



[出典] 国勢調査



## 4 ボランティア団体の現況

社会構造や地域社会に対する住民意識の変化により「いつでも、どこでも、だれでも、ボランティア活動に参加できる環境づくり」が必要になっています。

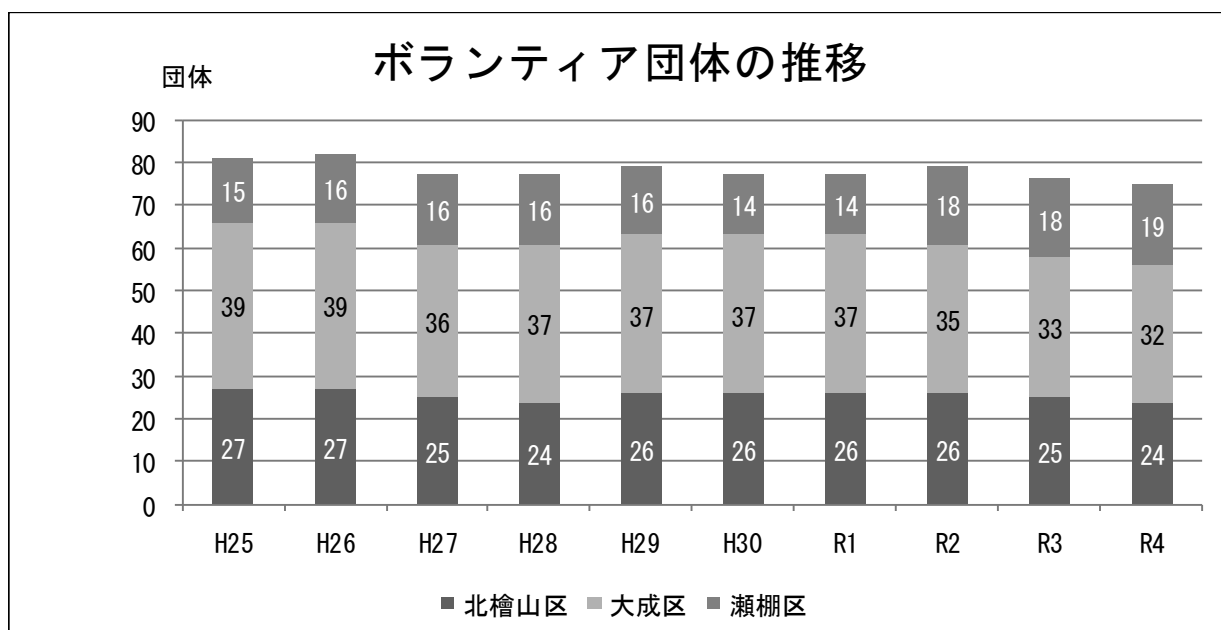
ボランティア活動を支援するために、社会福祉協議会が設置しているボランティアセンターには、町内会や老人クラブ、学校のほか、文化団体や有志によるグループなど多くの団体が登録しています。

令和4年度登録団体は、75団体で、その活動は、高齢者の安否確認や生活支援、町内清掃などの活動はもとより、施設慰問や読み聞かせ、資源回収による福祉用具の寄付や募金活動など多岐にわたっています。

しかしながら、高齢化に伴い、団体数や会員数の減少、活動回数が減少している団体も多くなっており、ボランティア団体の活動としては、縮小傾向にあります。

近年、町民のボランティアに対する関心も高まっており、団体での活動に限らず、個人で活動する意欲的な人も多くいます。

このような個人ボランティアの活動を推進するため、ボランティアセンターを核として、各種の事業を展開し、ボランティアに関する意識を高め、ボランティア活動に参加する意識を高揚させていくことが必要です。

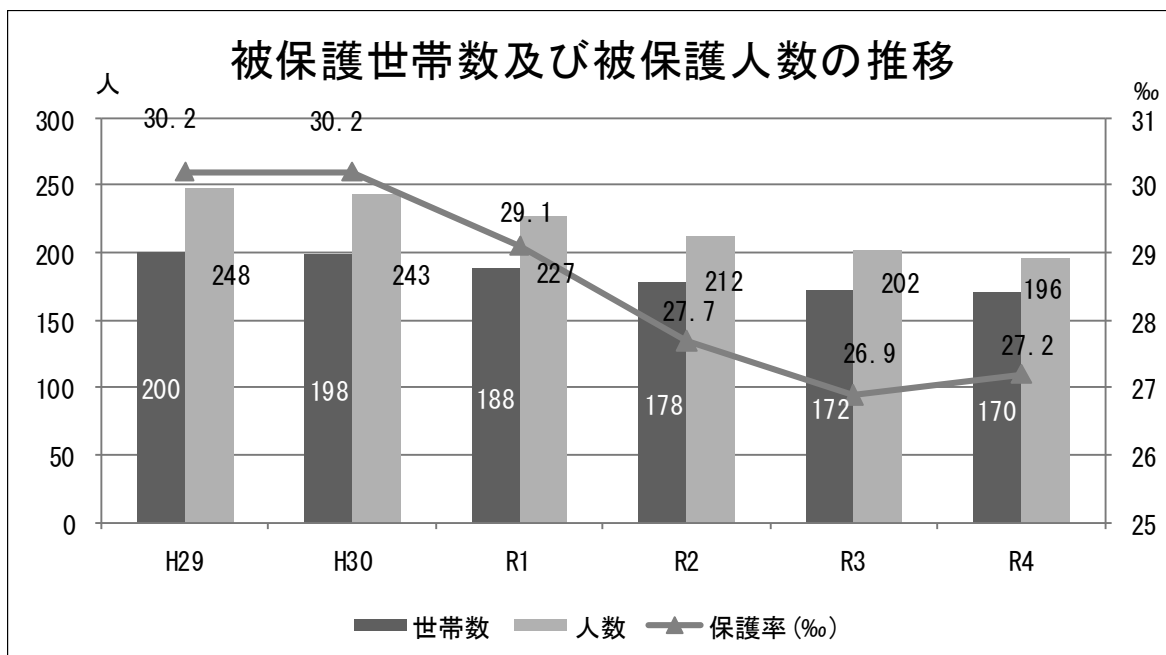


[資料] ボランティアセンター

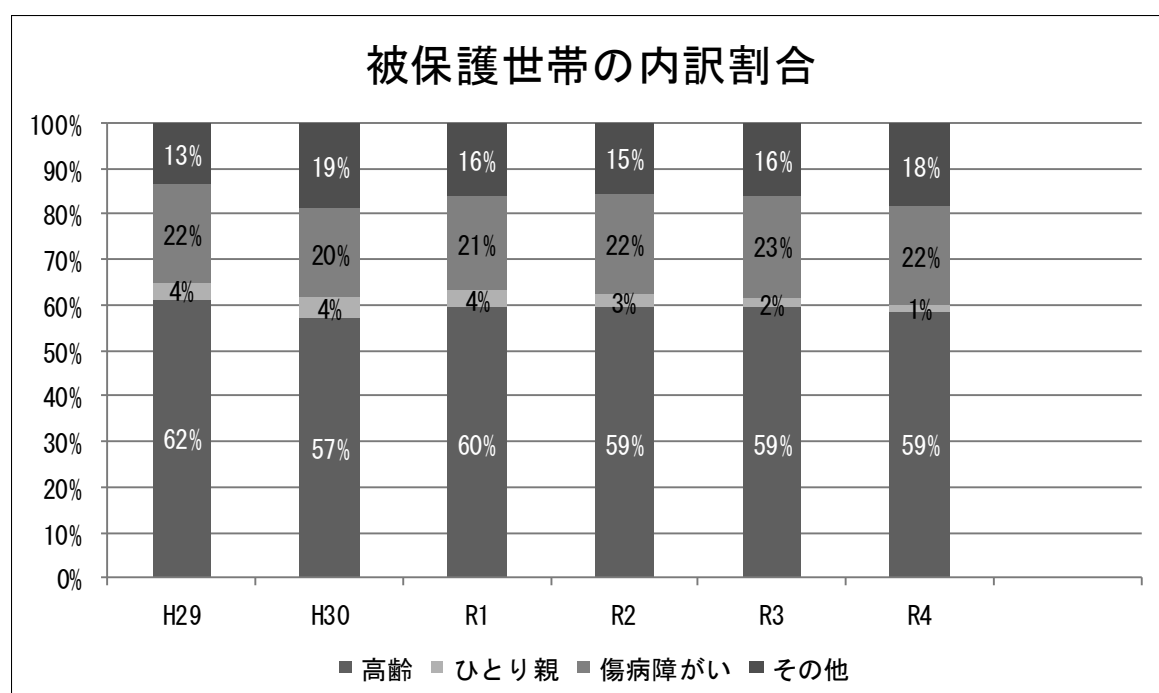
## 5 生活保護の現況

生活保護の受給者数については、被保護世帯数、被保護人数とも人口減少に伴い減少している傾向にあります。被保護世帯は約60%が高齢者世帯で、近年、その他世帯が増加している状況にあります。

被保護世帯の約60%が高齢者世帯で、近年、その他世帯が増加している状況にあります。



[資料] 北海道



[資料] 北海道

## 6 アンケート調査結果

### (1) アンケート調査の概要

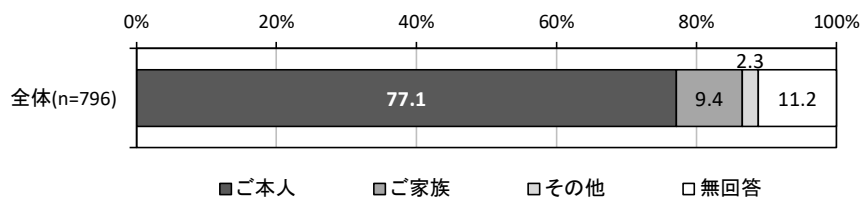
第9期介護保険事業計画策定にあたって実施した介護予防・日常生活圏域ニーズ調査から、地域福祉に係る項目を抜粋し掲載しました。

内 容	介護予防・日常生活圏域ニーズ調査
調査の目的	要介護状態になる前の高齢者について、要介護状態になるリスクの発生状況、社会参加の状況などを把握し、地域の抱える課題を特定することを目的に実施しました。
対 象 者	65歳以上の要介護認定を受けていない高齢者 (要支援認定者、総合事業対象者を含む)
調査時期	令和5年6月～令和5年7月
調査方法	郵送による配布・回収
配布数	1,500
有効回収数	796
有効回収率	53.1%

### (2) 回答者について

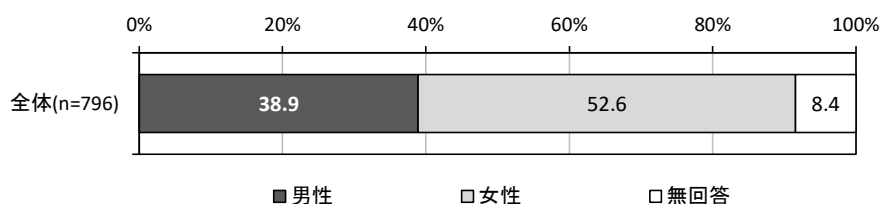
#### ① 記入者

アンケートの記入者は、「ご本人」が77.1%、「ご家族」は9.4%、「その他」は2.3%となっています。



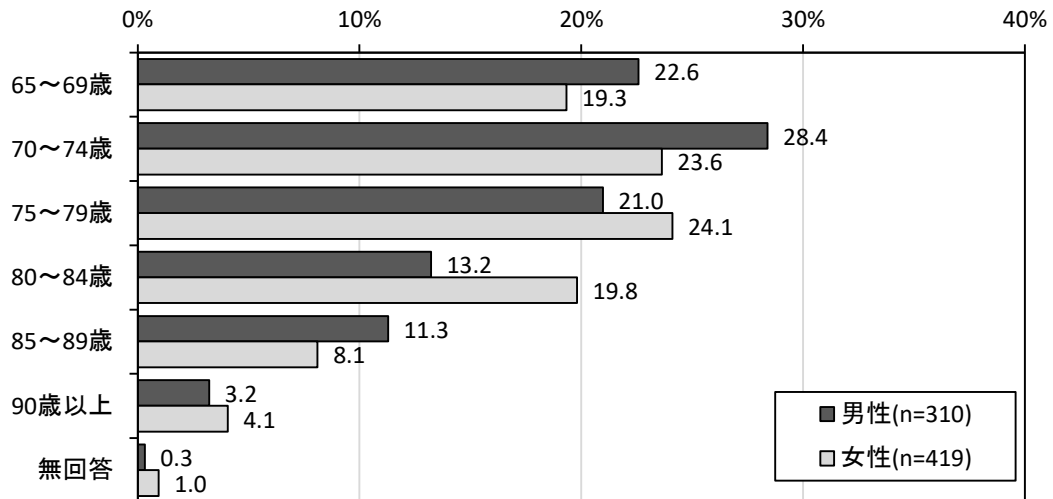
#### ② 性別

性別は、「男性」が38.9%、「女性」は52.6%となっています。



③ 年齢

男性の年齢は「70～74歳」が28.4%で最も多く、次いで「65～69歳」(22.6%)、「75～79歳」(21.0%)が続いています。女性の年齢は「75～79歳」が24.1%で最も多く、次いで「70～74歳」(23.6%)、「80～84歳」(19.8%)が続いています。

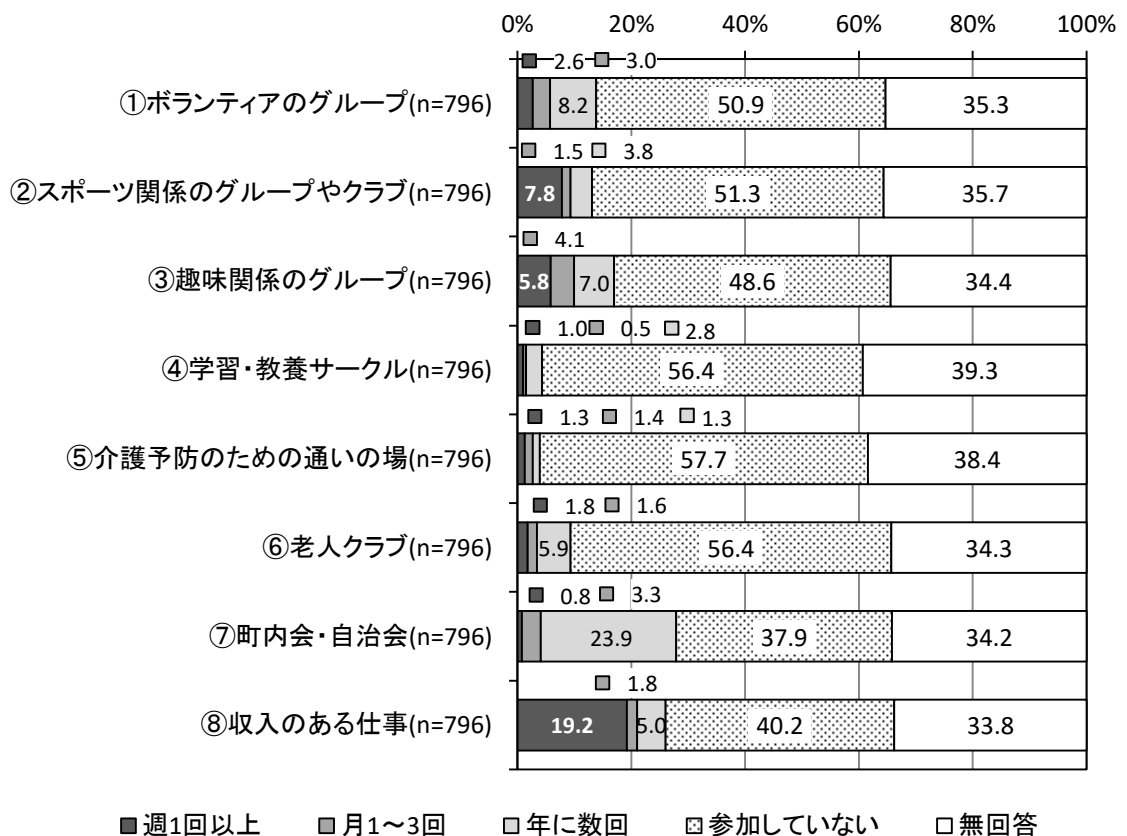


(3) 地域での活動について

① 地域活動等への参加頻度

地域活動等への参加頻度をみると、「週1回以上」は⑧収入のある仕事が19.2%で最も多く、次いで②スポーツ関係のグループやクラブ(7.8%)、③趣味関係のグループ(5.8%)が続いています。

また、「参加していない」が多い活動は、⑤介護予防のための通いの場(57.7%)、④学習・教養サークル、⑥老人クラブ(ともに56.4%)となっています。



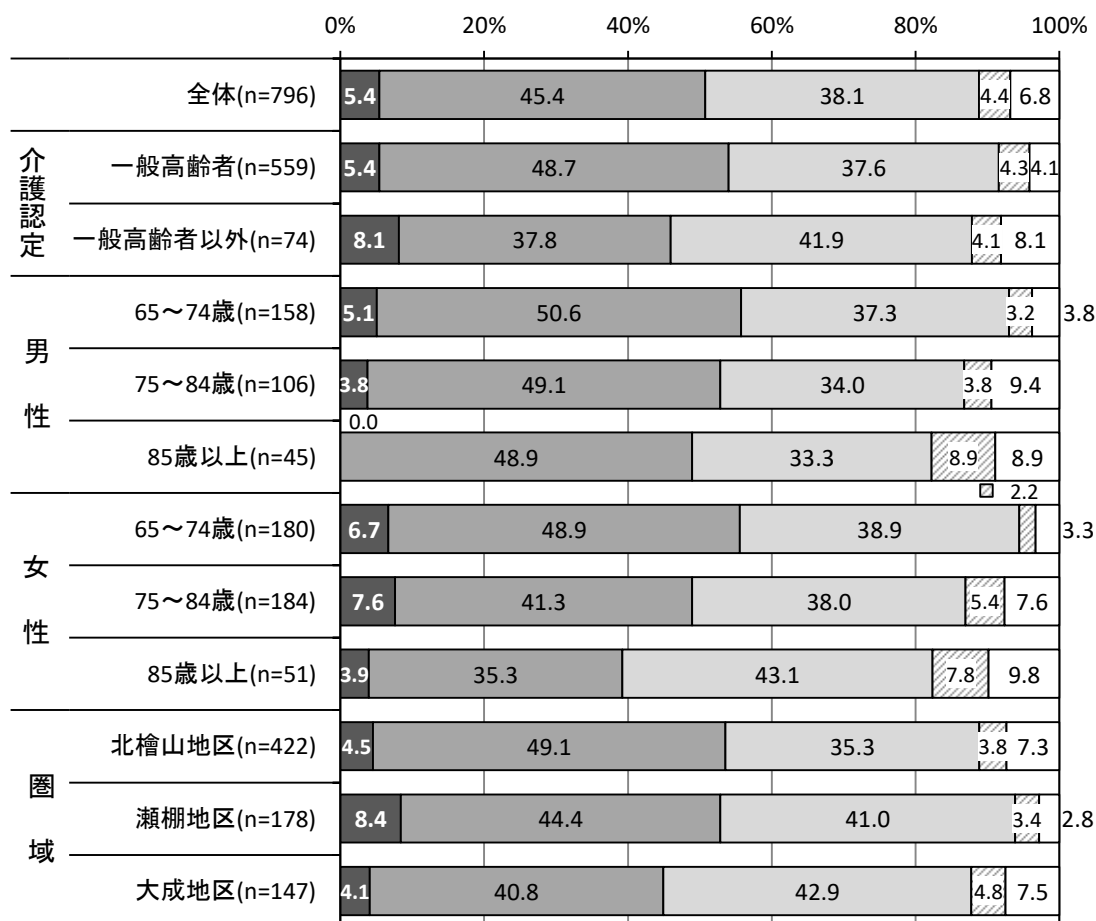
② 地域づくり活動への参加意向

全体で見ると、「是非参加したい」「参加してもよい」の合計50.8%に参加者としての参加意向がみられます。

介護認定別で見ると、一般高齢者以外はその割合が45.9%となっています。

男女年齢階級別に「是非参加したい」「参加してもよい」の合計をみると、男女ともに年齢が高くなるにつれて少なくなり、85歳以上では男性が48.9%、女性は39.2%となっています。

圏域別に「是非参加したい」「参加してもよい」の合計をみると、北檜山地区は53.6%、瀬棚地区は52.8%、大成地区は44.9%となっています。



■是非参加したい ■参加してもよい □参加したくない □既に参加している □無回答

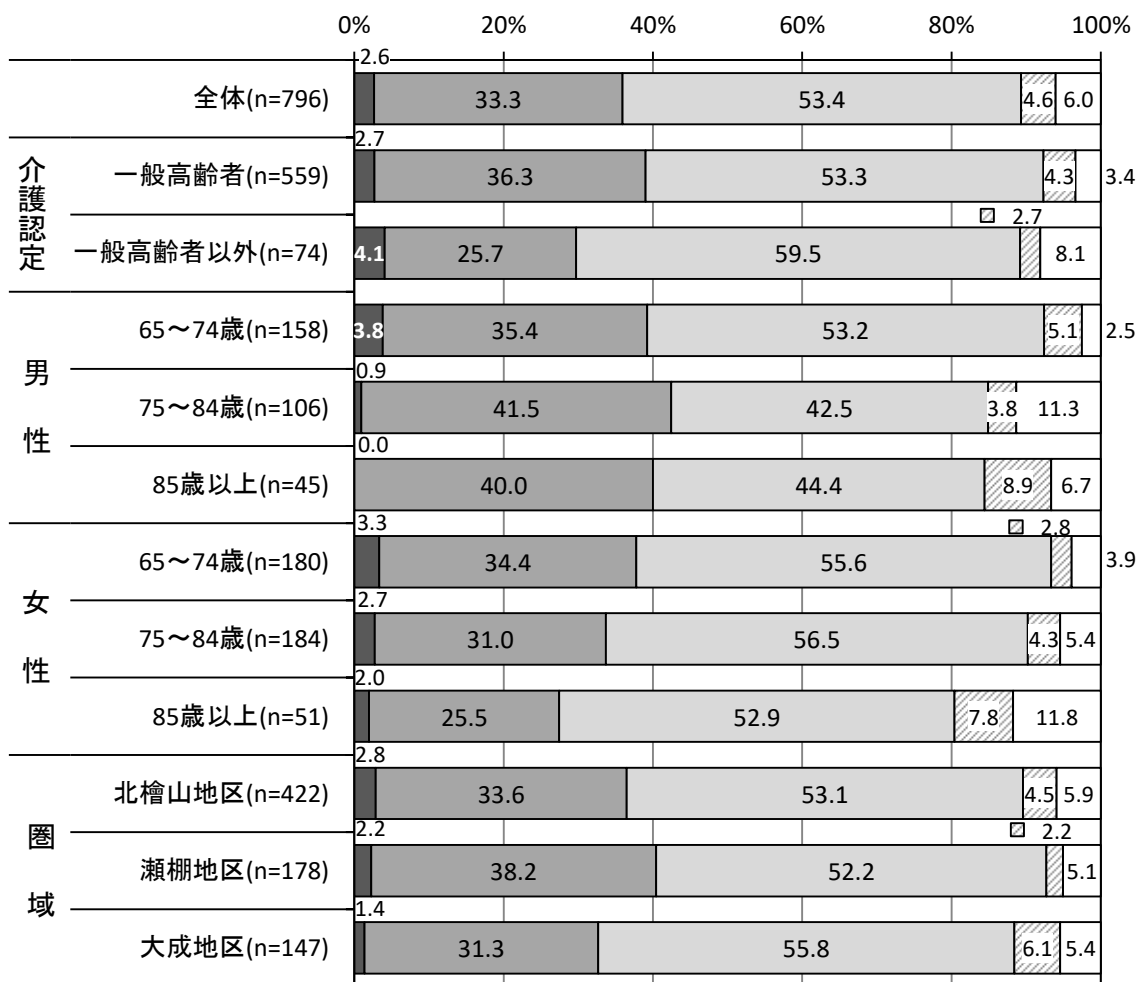
③ 地域づくり活動の企画・運営としての参加意向

全体でみると、「是非参加したい」「参加してもよい」の合計35.9%に企画・運営としての参加意向がみられます。

介護認定別でみると、一般高齢者以外はその割合が29.8%となっています。

男女年齢階級別に「是非参加したい」「参加してもよい」の合計をみると、男性はいずれの年齢も約40%となっています。女性は65～74歳が37.7%で最も多く、年齢が高くなるにつれて少なくなり、85歳以上では27.5%となっています。

圏域別に「是非参加したい」「参加してもよい」の合計をみると、北檜山地区は36.5%、瀬棚地区は40.4%、大成地区は32.7%となっています。



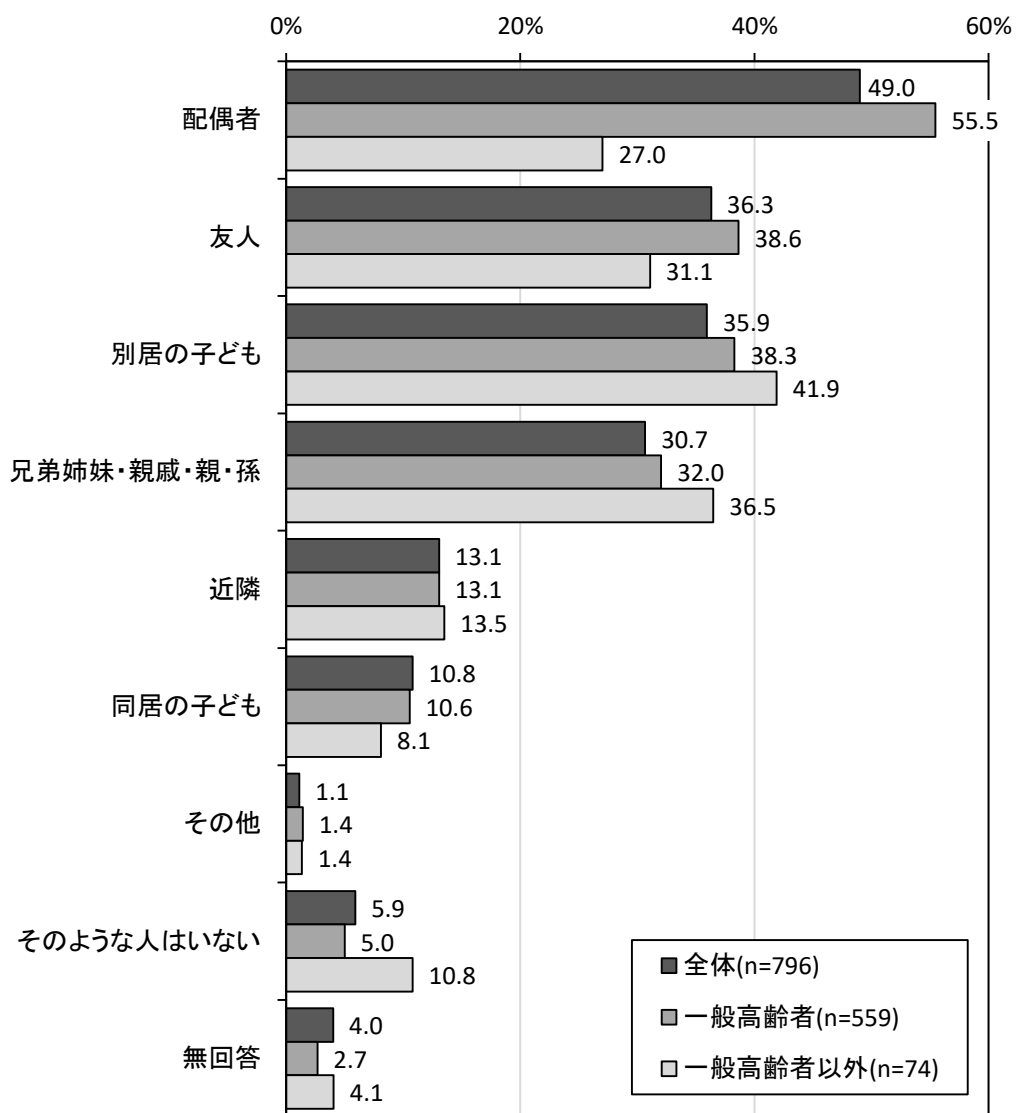
■是非参加したい ■参加してもよい □参加したくない □既に参加している □無回答

(4) たすけあいについて

① 心配事や愚痴を聞いてくれる人 【複数回答】

全体でみると、「配偶者」が49.0%で最も多く、次いで「友人」(36.3%)、「別居の子ども」(35.9%)が続いています。

介護認定別でみると、一般高齢者以外は「別居の子ども」(41.9%)、「兄弟姉妹・親戚・親・孫」(36.5%)、「友人」(31.1%)、「配偶者」(27.0%)が多くなっています。

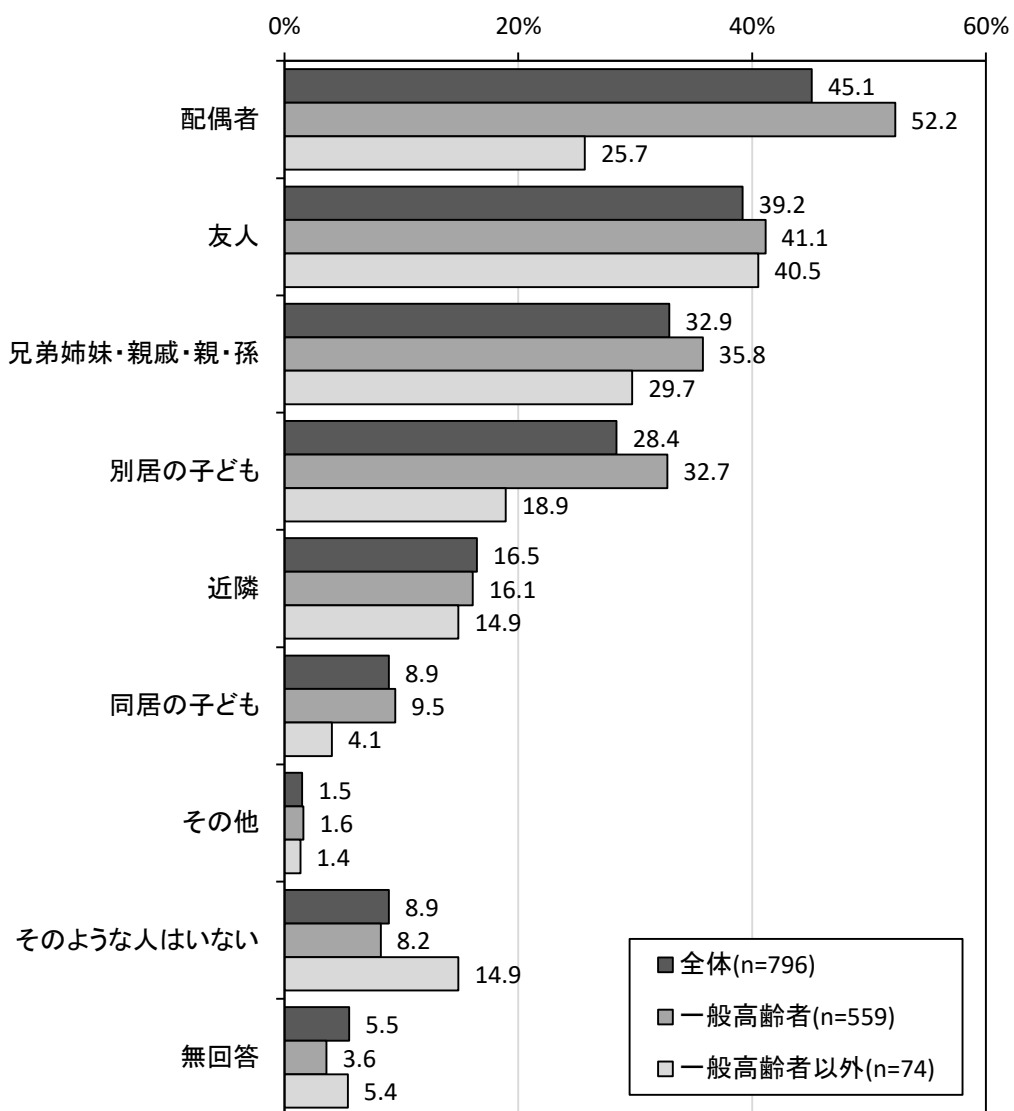




② 心配事や愚痴を聞いてあげる人 【複数回答】

全体で見ると、「配偶者」が45.1%で最も多く、次いで「友人」(39.2%)、「兄弟姉妹・親戚・親・孫」(32.9%)が続いています。

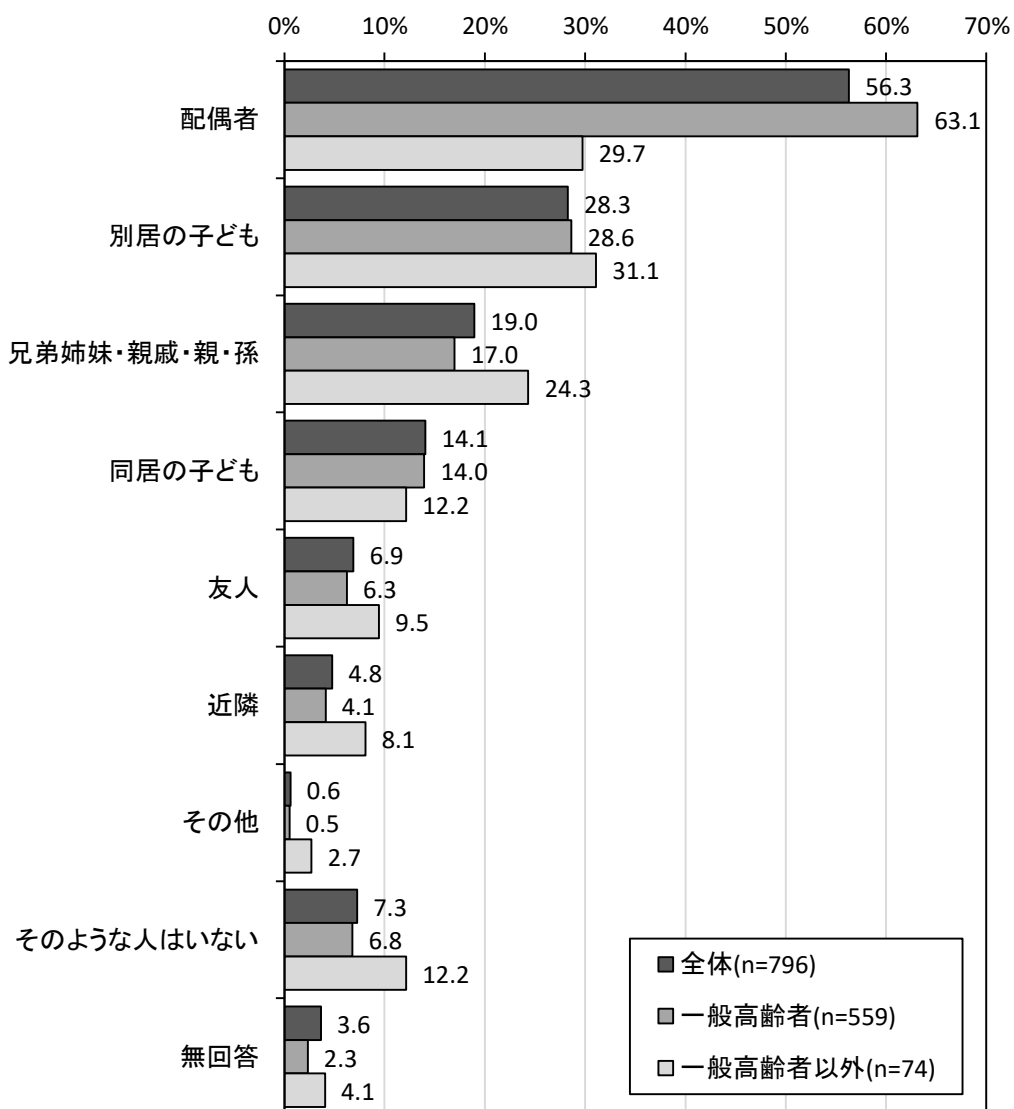
介護認定別で見ると、一般高齢者以外は「友人」(40.5%)、「兄弟姉妹・親戚・親・孫」(29.7%)、「配偶者」(25.7%)が多くなっています。



③ 病気のと看病等をしてくれる人 【複数回答】

全体でみると、「配偶者」が56.3%で最も多く、次いで「別居の子ども」(28.3%)、「兄弟姉妹・親戚・親・孫」(19.0%)が続いています。

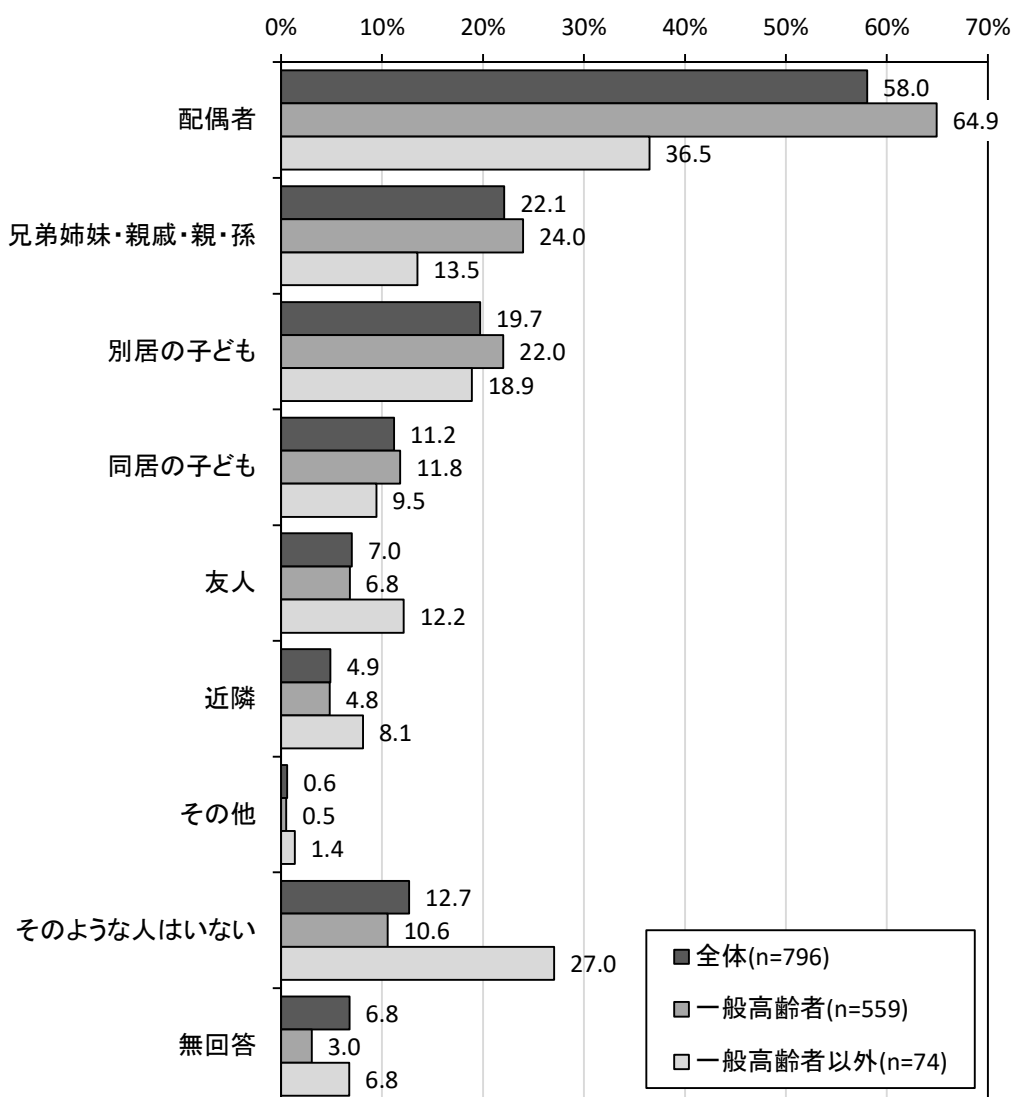
介護認定別でみると、一般高齢者以外は「別居の子ども」(31.1%)、「配偶者」(29.7%)、「兄弟姉妹・親戚・親・孫」(24.3%)が多くなっています。



④ 病気のときに看病等をしてあげる人 【複数回答】

全体で見ると、「配偶者」が58.0%で最も多く、次いで「兄弟姉妹・親戚・親・孫」(22.1%)、「別居の子ども」(19.7%)が続いています。

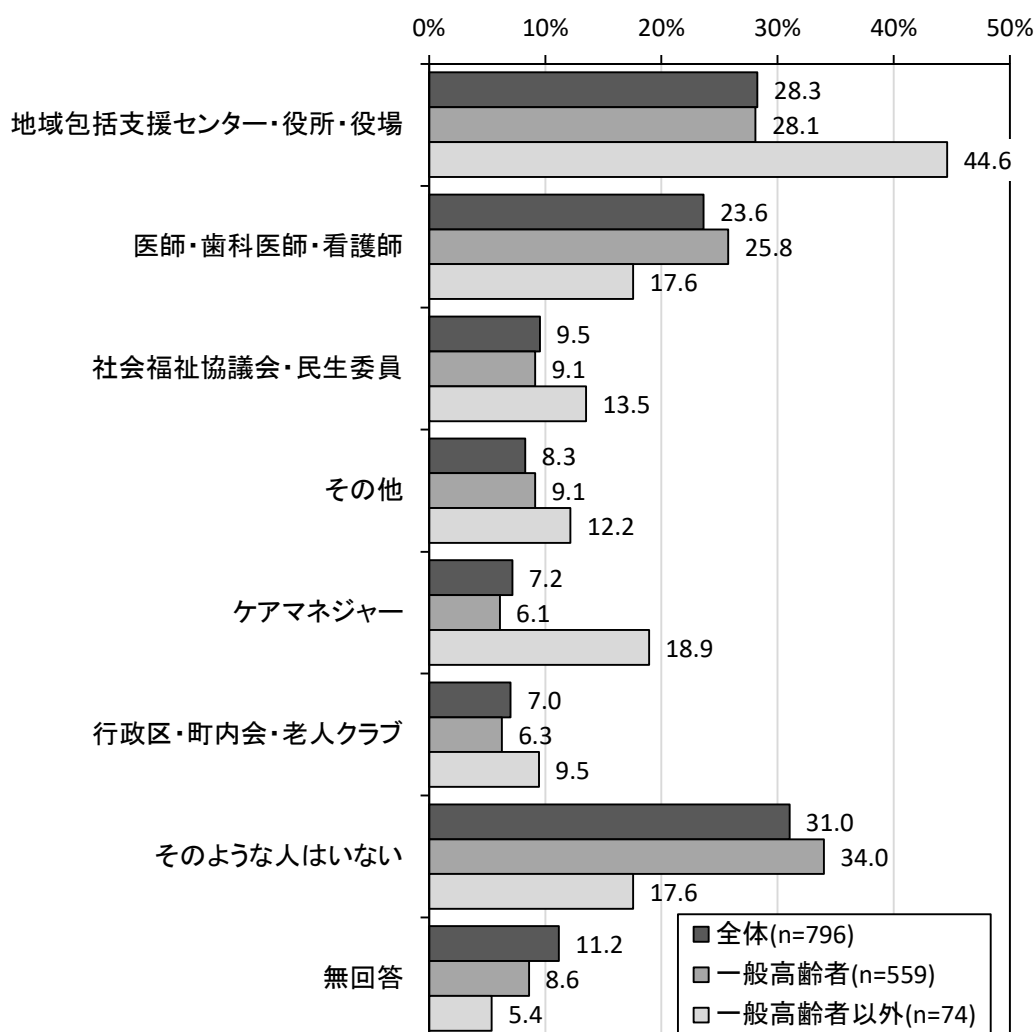
介護認定別で見ると、一般高齢者以外は「配偶者」(36.5%)、「別居の子ども」(18.9%)、「兄弟姉妹・親戚・親・孫」(13.5%)が多くなっています。また、「そのような人はいない」は27.0%となっています。



⑤ 家族や友人・知人以外で相談する相手 【複数回答】

全体で見ると、「地域包括支援センター・役所・役場」が28.3%で最も多く、次いで「医師・歯科医師・看護師」(23.6%)が続いています。

介護認定別で見ると、一般高齢者以外は「地域包括支援センター・役所・役場」が44.6%で最も多く、次いで「ケアマネジャー」(18.9%)、「医師・歯科医師・看護師」(17.6%)が多くなっています。また、「そのような人はいない」は17.6%となっています。

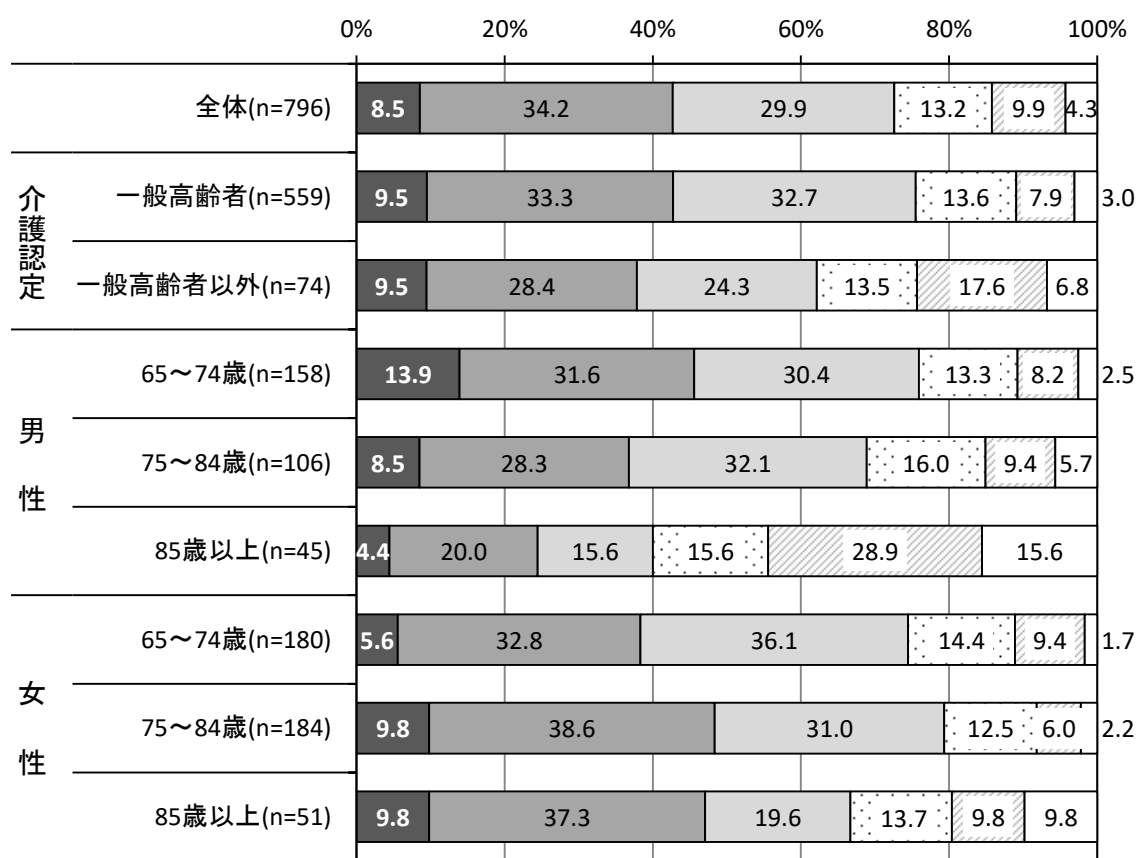


⑥ 友人・知人と会う頻度

全体でみると、「月に何度か」以上の頻度で友人・知人と会う機会がある方は72.6%となっています。一方、「ほとんどない」は9.9%となっています。

介護認定別でみると、一般高齢者以外は「月に何度か」以上の頻度で友人・知人と会う機会がある方は62.2%、「ほとんどない」は17.6%となっています。

男女年齢階級別に月に何度か以上の頻度で友人・知人と会う機会がある方をみると、男性は65～74歳、75～84歳は約70%、85歳以上では40.0%と少なくなっています。女性は65～74歳が74.5%、75～84歳は79.4%、85歳以上は66.7%となっています。



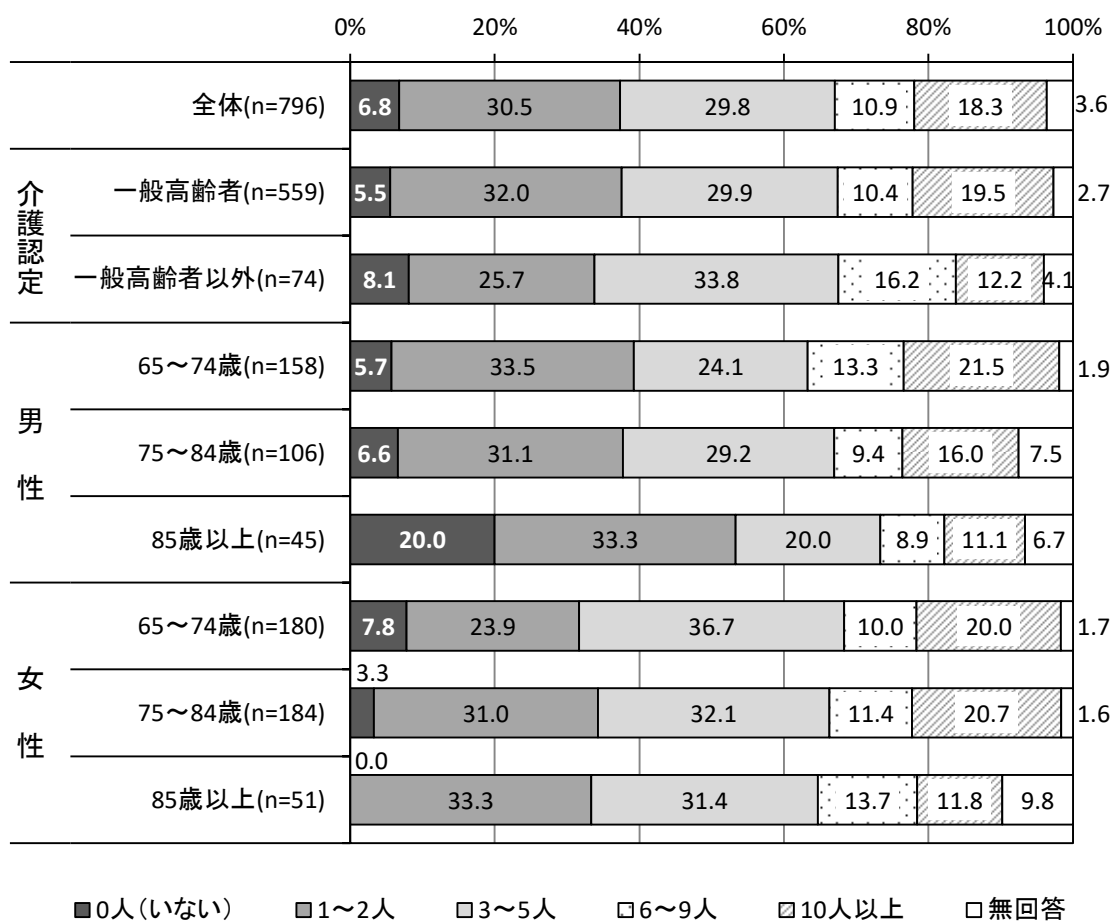
■ 毎日ある ■ 週に何度かある □ 月に何度かある □ 年に何度かある □ ほとんどない □ 無回答

⑦ この1か月間に会った友人・知人の人数

全体で見ると、「1～2人」が30.5%で最も多く、次いで「3～5人」(29.8%)、「10人以上」(18.3%)が続いています。

介護認定別で見ると、一般高齢者以外は「3～5人」が33.8%で最も多く、次いで「1～2人」が(25.7%)が続いています。また、「0人(いない)」は8.1%となっています。

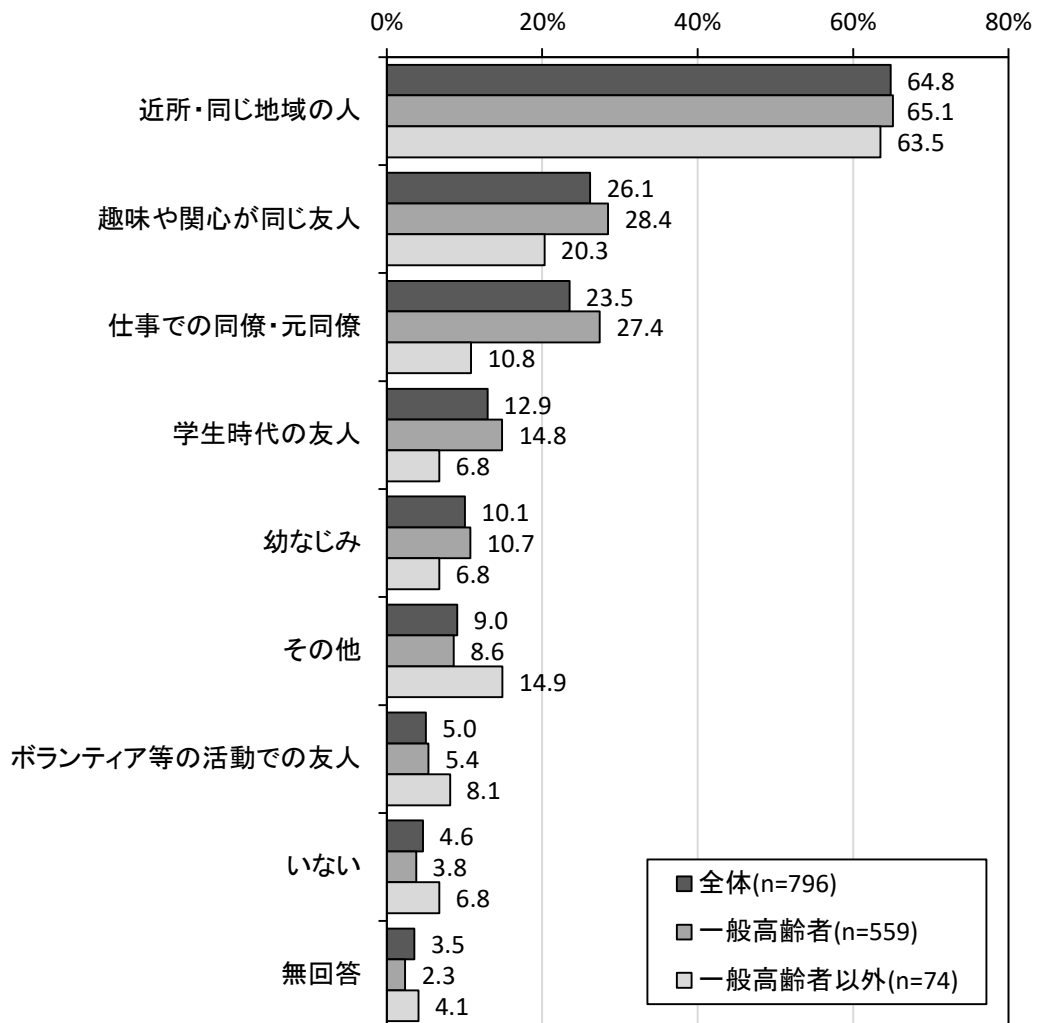
男女年齢階級別に「0人(いない)」をみると、男性は65～74歳、75歳～84歳は約6%、85歳以上では20.0%と多くなっています。女性は65～74歳が7.8%、75～84歳は3.3%、85歳以上は0.0%となっています。



⑧ よく会う友人・知人との関係 【複数回答】

全体で見ると、「近所・同じ地域の人」が64.8%で最も多く、次いで「趣味や関心が同じ友人」(26.1%)、「仕事での同僚・元同僚」(23.5%)が続いています。

介護認定別で見ると、一般高齢者以外は「近所・同じ地域の人」が63.5%で最も多く、次いで「趣味や関心が同じ友人」(20.3%)、「その他」(14.9%)が続いています。



(5) 地域での付き合いや活動について

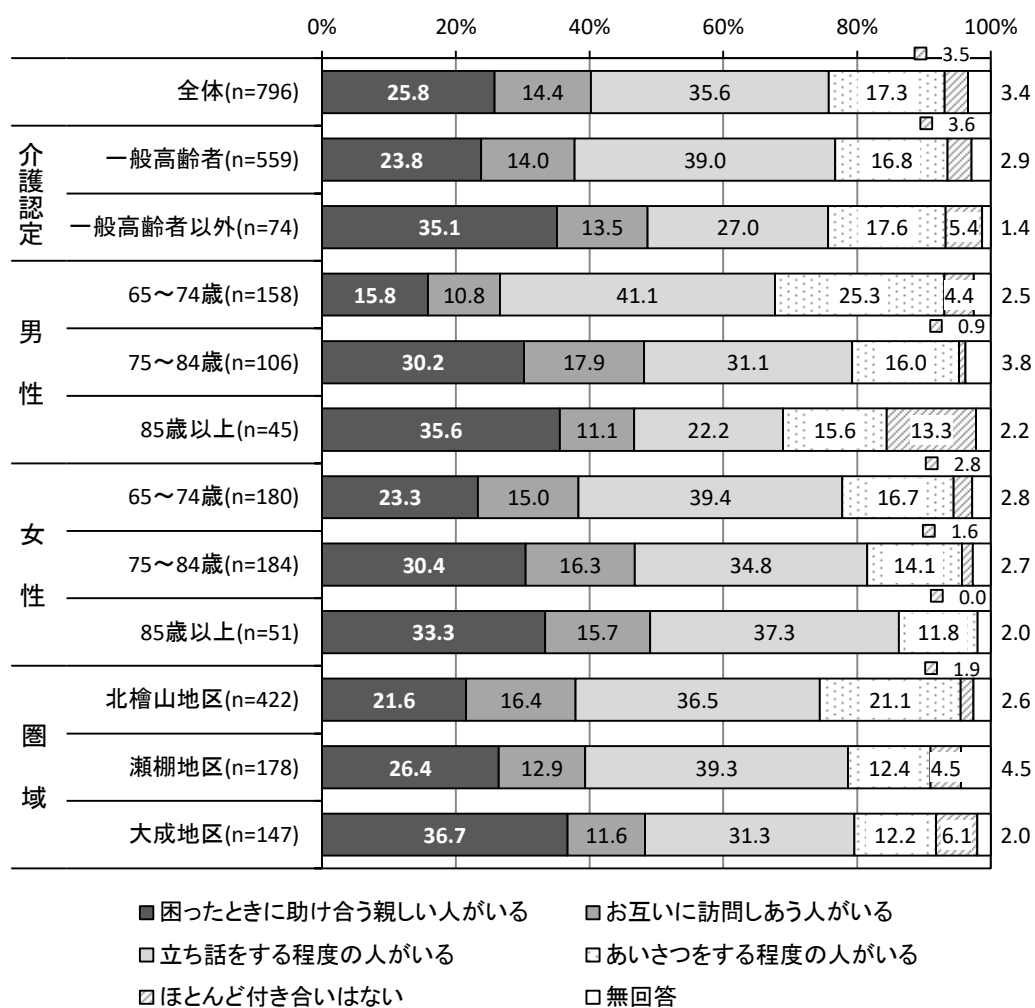
① 近所付き合いの程度

全体でみると、「立ち話をする程度の人がいる」が35.6%で最も多く、次いで「困ったときに助け合う親しい人がある」(25.8%)、「あいさつをする程度の人がいる」(17.3%)が続いています。

介護認定別でみると、一般高齢者以外は「困ったときに助け合う親しい人がある」が35.1%で最も多くなっています。

男女年齢階級別でみると、男性は65～74歳が「立ち話をする程度の人がある」(41.1%)、75～84歳は「困ったときに助け合う親しい人がある」「立ち話をする程度の人がある」(ともに約30%)、85歳以上は「困ったときに助け合う親しい人がある」(35.6%)が最も多くなっています。女性はいずれの年齢も「立ち話をする程度の人がある」が最も多くなっています。

圏域別でみると、北檜山地区、瀬棚地区は「立ち話をする程度の人がある」(約40%)、大成地区は「困ったときに助け合う親しい人がある」(36.7%)が最も多くなっています。





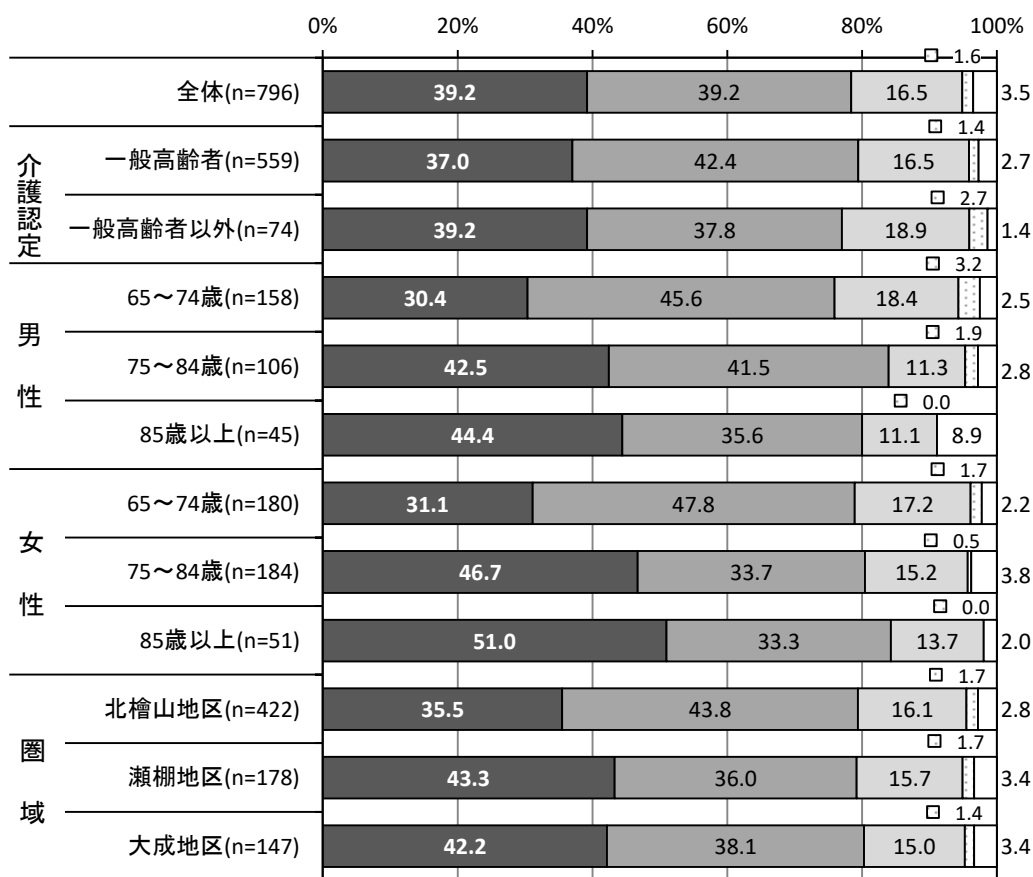
② 近所付き合いについての考え方

全体で見ると、「助け合って暮らしていくことが大切だと思う」「近所であいさつをしたり、協力することは当然だと思う」が39.2%で同率となっています。

介護認定別で見ると、一般高齢者以外は「助け合って暮らしていくことが大切だと思う」が39.2%、「近所であいさつをしたり、協力することは当然だと思う」が37.8%となっています。

男女年齢階級別に「助け合って暮らしていくことが大切だと思う」をみると、男女ともに65～74歳は約30%、75～84歳、85歳以上は男性が約40%、女性は約50%となっています。

圏域別で見ると、北檜山地区は「近所であいさつをしたり、協力することは当然だと思う」(43.8%)、瀬棚地区、大成地区は「助け合って暮らしていくことが大切だと思う」(約40%)が最も多くなっています。

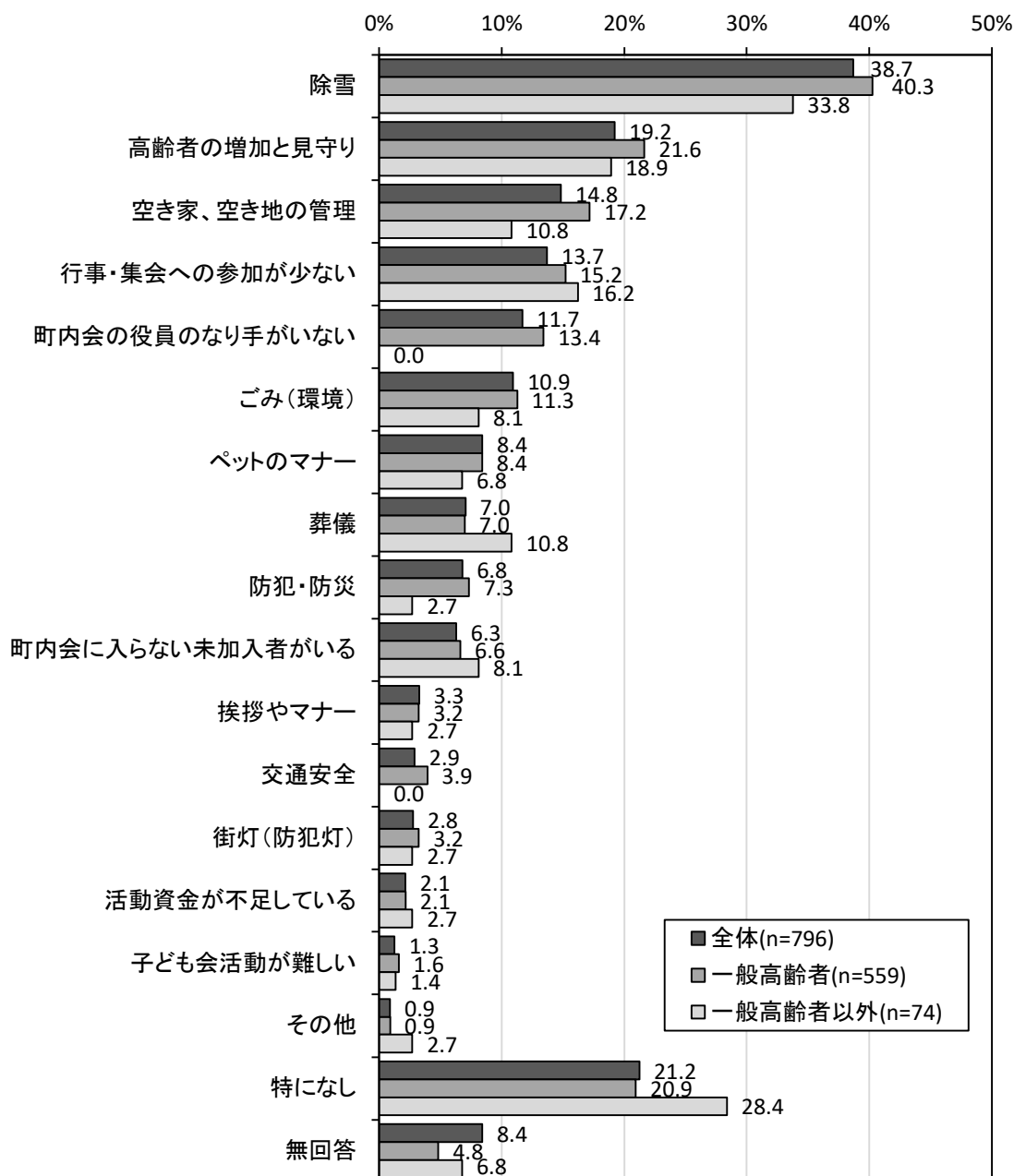


- 助け合って暮らしていくことが大切だと思う
- 近所であいさつをしたり、協力することは当然だと思う
- あいさつ程度はするが、あまり深くかわりたくない
- 近所付き合いはわずらわしいのであまりしたくない
- 無回答

③ 町内で気にかかること

全体で見ると、「除雪」が38.7%で最も多く、次いで「高齢者の増加と見守り」(19.2%)、「空き家、空き地の管理」(14.8%)が続いています。

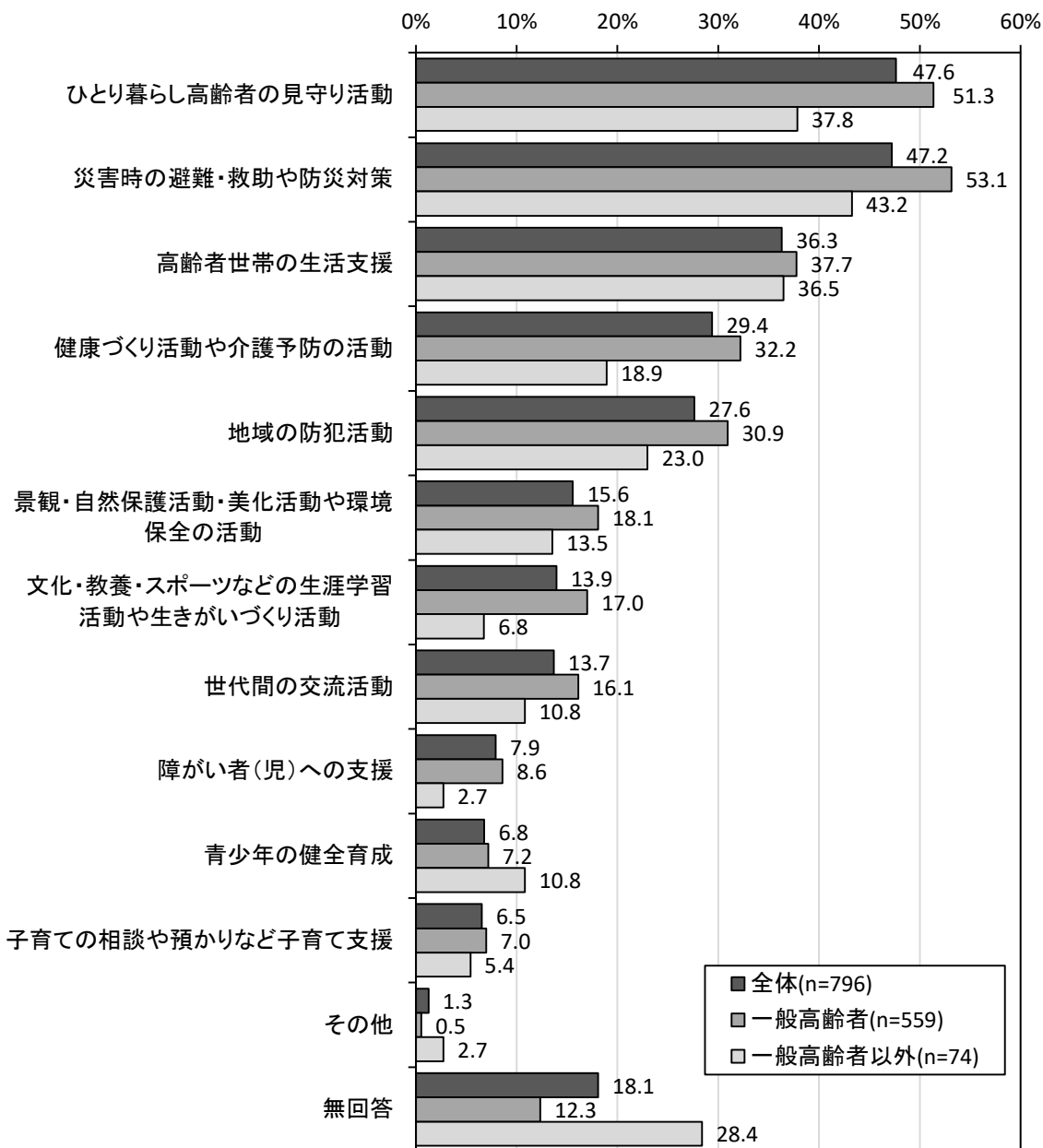
介護認定別で見ると、一般高齢者以外も「除雪」が33.8%で最も多く、次いで「高齢者の増加と見守り」(18.9%)、「行事・集会への参加が少ない」(16.2%)が続いています。



④ 地域で協力して行った方がいいと思うこと

全体みると、「ひとり暮らし高齢者の見守り活動」(47.6%)、「災害時の避難・救助や防災対策」(47.2%)、「高齢者世帯の生活支援」(36.3%)が上位回答となっています。

介護認定別でみると、一般高齢者以外は全体とほぼ同様の傾向となっています。



## 第3章 計画の基本理念と基本目標

### 1 計画の基本理念

#### 誰もが共に安心して健やかに暮らせる地域づくり

地域福祉の将来像として、第2次せたな町総合計画に掲げる「いつまでも健康に暮らせるまち」を基本に、日頃から住民同士がふれあいとつながりを大切にして、支え合いや助け合いを行い、すべての人が地域で安心して生活できるよう「誰もが共に安心して健やかに暮らせる地域づくり」を目指します。

### 2 計画の基本目標

#### 基本目標1 つながりを大切に育てる

地域住民のつながりや支え合いの心を深め、その心を将来の世代へとつないでいくための住民の意識づくり、人づくりを進めます。

#### 基本目標2 誰もが安心して暮らせる

福祉サービスの提供体制の他、包括的な相支援体制の充実を図り、誰もが地域において安心して暮らし続けていける体制づくりを推進します。

#### 基本目標3 みんなで支え合い助け合う

地域でのさまざまな活動を活性化させ、地域との関わりが孤立しがちな人たちを見守っていく支援体制の充実を図ります。

### 3 計画の体系

誰もが共に安心して健やかに暮らせる地域づくり

#### 基本目標 1

つながりを大切に育てる

1. 福祉の心の啓発
2. 交流の場の充実

#### 基本目標 2

誰もが安心して暮らせる

1. 相談支援の充実
2. 福祉サービス提供体制の充実
3. 人にやさしいまちづくりの推進
4. 生活安全対策の推進
5. いのちを守る支援の充実

#### 基本目標 3

みんなで支え合い助け合う

1. 見守り支援体制の充実

## 第4章 施策の展開

### 基本目標1 つながり大切に育てる

#### 1. 福祉の心の啓発

##### 〔現状と課題〕

地域福祉は、一人ひとりがそれぞれの生き方を尊重しながら、誰もが対等な関係で住み慣れた地域で暮らしていくものであるという意識のもと、全ての住民が地域社会に参加できるような仕組みづくりが必要となります。地域での助け合いや付き合いを大切にしたいが、あいさつをする程度の人がいるとのアンケート調査の結果からも読み取れるとおり、近年、地域との関わりが希薄化し、地域福祉の活動を行っている人が固定化・高齢化し、次の世代に受け継がれないとともに、新たな人材が発掘されにくくなっています。

##### 〔施策の方向〕

住民の福祉に対する意識・認識の向上を図るとともに、お互いに理解し尊重しあう心を育むため、子どもの頃からの福祉教育をはじめ、町民のさまざまな交流や学びの機会等を通じて福祉教育を推進し、福祉の心を啓発します。

また、地域で支え合う人や団体の活動と地域のさまざまな資源を連携させて、地域福祉の推進に取り組みます。そのための担い手の育成、団体の育成と効果的な連携、協働での取組を推進します。

##### 〔主な施策〕

#### (1) 地域福祉の必要性についての情報発信

○広報せたなやホームページ、公式LINEや社会福祉協議会だよりにおいて、福祉に関する情報を継続して発信するとともに、誰にもわかりやすい表現で情報発信するよう努めます。

○様々な場面で、福祉に関する情報を必要とする町民に提供できるよう、日頃より福祉に関わる個人・団体・関係機関等との情報共有を図ります。

#### (2) 福祉教育の推進

○お互いに認め合い、助け合い、共に生きる共生社会づくりに向け、子どもの頃からの福祉教育や交流教育、町民向けの生涯学習などを通じてノーマライゼーションの視点や支え合うことの大切さの啓発を推進します。

### (3) 地域福祉を支える人づくり

- 地域福祉活動を進めていくためには、活動を担う人材や、活動の中心となるリーダーを育てるとともに、住民がボランティア活動や地域活動について学んだり、体験したりする機会が必要となります。社会福祉協議会と連携し、ボランティア活動について情報発信等するよう努めます。
- 町や社会福祉協議会へつなぐ役割を担っていただいている民生委員児童委員と連携を強化して活動を支援します。
- 町内会、ボランティア、福祉サービス事業者等、地域で活動するさまざまな団体間の相互連携と、町と協働による地域福祉活動の推進を図ります。

#### 【町等が取り組む事業内容】

- ・ 広報せたな、ホームページ、公式LINE等を活用した福祉に関する情報提供
- ・ 介護予防・高齢者福祉・障がい者福祉、子ども子育てに関する情報提供
- ・ 地域の組織や団体、認定こども園、保育所、小中学校等を通じ、さまざまな機会を活用して、福祉サービスや制度の浸透に努めます。
- ・ 福祉サービスに関する情報を提供する窓口では、情報提供のみにとどまることなく、必要な福祉サービスの利用につなげるよう十分に配慮します。
- ・ 情報の入手が困難と判断される高齢者や障がいのある方には、その家族に対しても丁寧に説明するなど、各種情報が行き届くよう努めます。
- ・ 地域の生活課題の把握に努め、ボランティア活動が地域の中で生きた活動となるよう社会福祉協議会と連携しながら取り組みを支援します。
- ・ 民生委員児童委員協議会や社会福祉協議会と連携し、支援体制の構築に努めます。

#### 【地域全体が共通して取り組むこと】

- ・ 広報せたなやホームページ、公式LINEや社協だより等を積極的に閲覧し、福祉に関する情報の受信に努めましょう。
- ・ 隣近所で困っている人がいないか意識し、その人に自分は何ができるか考えてみましょう。
- ・ 自分が関心のある活動やボランティア活動がされているか知りましょう。そして気軽に参加してみましょう
- ・ 自分の住んでいる地区の担当民生委員児童委員を知りましょう。
- ・ 社会福祉協議会の活動を知りましょう。

## 2. 交流の場の充実

### 〔現状と課題〕

人口減少や近所付き合いが希薄になる傾向から、地域のつながりが弱くなってきていると言えます。身近に知り合いや頼れる人がいない人にとって居場所や相談・交流の場など多様な機能を持つサロン活動や老人クラブ活動は、つながりの促進や生きがいくりの場となります。今後は、より多くの人が利用できるよう一層の周知と、誰もが参加しやすい環境づくりが大切になります。

### 〔施策の方向〕

現在、高齢者等が集う交流の場としては、ボランティア団体が実施するサロン活動や老人クラブの活動の他、町内会での集まりが主となっています。ボランティア団体が実施するサロン活動に対しては、家にひきこもりがちな高齢者等が、地域住民相互の交流のもと、社会的孤立の防止や要介護状態の予防、要介護状態の軽減を図り、地域における自立した日常生活を支援する目的から、町から財政支援を行っています。また、老人クラブ活動に対しても補助金を交付しており、引き続き活動の支援を図っていきます。

### 〔主な施策〕

#### (1) サロン活動等への支援

- サロン活動（通所型サービスB事業）やサロンへの送迎（訪問型サービスD事業）等、ボランティア団体が行う活動に対し、支援を行います。
- 老人クラブの運営活動に対し支援を行います。
- 老人クラブや高齢者大学が実施する事業に合わせ、健康教室や介護予防教室を実施し、高齢者の健康づくりを支援します。

#### 【町等が取り組む事業内容】

- ・ボランティア団体が実施するサロン活動や老人クラブ運営活動等を支援します。

#### 【地域全体が共通して取り組むこと】

- ・自分が関心のある活動やボランティア活動がされているか知りましょう。
- ・ボランティア団体の活動に興味のある方は、社会福祉協議会や保健福祉課に相談してみましょう。
- ・集まった仲間やボランティア等の地域福祉活動をしたい場合は、社会福祉協議会や保健福祉課に相談してみましょう。
- ・趣味や特技を活かした仲間を通して、交流を深めましょう。



## 基本目標 2 誰もが安心して暮らせる

### 1. 相談支援の充実

#### 〔現状と課題〕

住民の生活課題は多岐にわたり、乳幼児から高齢者まで抱える悩みも多種多様となっています。また、身近に相談できる人がいない、相談窓口に行くことができない人など、個々の状況に応じた相談体制の充実が求められています。

#### 〔施策の方向〕

福祉分野だけではなく、医療・保健・介護・子育て・教育・生活困窮など個別の分野を超え、各関係機関との連携を図り、困りごとを抱える人の様々なニーズに適切に対応できる専門性の高い相談支援に努めるとともに、きめ細やかな相談窓口での対応を推進するなど相談支援の充実に努めます。

#### 〔主な施策〕

##### (1) 相談支援体制の充実

- 複合化した悩みを抱える人のニーズに適切に対応できるよう、各関係機関との連携を図り、包括的な支援体制の構築を図ります。
- 地域包括支援センターにおいて、高齢者の生活上の様々な悩み、問題に対して、どのような支援が必要かを把握し、地域における適切なサービス、関係制度につなげる等、高齢者の方々が住み慣れた地域で、健康で安心して暮らせるよう利用者の立場にたって支援を行います。
- 障がい者指定特定相談支援事業所において、障がい者や障がい児等の利用者に対し、必要な障がい福祉サービス等の提供や日常生活全般に関する相談支援を行います。
- 地域子育て支援センターにおいて、子育て家庭の育児不安等への相談・指導を行うとともに、子育て情報の提供等を行い、子育て家庭に対する支援を行います。
- 子育て世代包括支援センターにおいて、妊娠・出産期から子育て期にわたり、切れ目なく支援を行います。
- 現在、町では高齢者については、「地域ケア会議」、障がい者・児については「障がい者地域自立支援協議会」、虐待や不登校などの支援について「要保護児童対策協議会」を設置し、関係機関が連携し協議を行っています。複合化した課題や制度の狭間となる課題については、専門性を活かした相談・解決支援体制の充実に努めます。
- 生活困窮者等への就労機会と就労支援の推進等により、多様な社会参加を促進します。また、北海道や生活困窮者自立支援事業所「生活就労サポートセンターひやま」等の関係機関と連携し、労働関連知識の啓発や就労等に関する情報提供を図ります。
- 罪を犯した者等への社会復帰支援として、平成28年12月に施行された「再犯の防止等の推進に関する法律」が施行され、地方公共団体は国との適切な役割分担を踏まえ、

地域の状況に応じた施策を策定・実施する責務を負うこと、再犯防止推進計画を勘案して、地方再犯防止推進計画を定めるよう努めなければならないことが定められました。当町では国の取組を踏まえ、国からの情報や国が実施する施策等への協力により国・道との連携を深めるとともに、犯罪や非行の防止に加え、犯罪をした者達の再犯防止に向けた社会機運の醸成と包括的な支援を関係機関等と連携を図りながら取り組みます。

- 自殺対策の相談支援体制として、平成28年に改正された「自殺基本法」に基づき、策定された「せたな町健康増進計画（食育推進計画・自殺対策計画）」のもと、納税相談、生活相談、健康相談等、様々な相談機関において、自殺予防に関するスキルを高めるとともに、SOSのサインにいち早く気づき、関係機関に繋がります。また、自死により遺された家族に対し、自助グループ等の周知を行います。

### **町の相談機関**

〔高齢者を対象とした相談機関〕

#### ○地域包括支援センター（町保健福祉課内）

- ・高齢者に関する相談窓口として、地域包括支援センターにおいて生活上の様々な悩み、問題に対して、どのような支援が必要かを把握し、地域における適切なサービス、関係制度や制度につなげる等、高齢者の方々が住み慣れた地域で、健康で安心して暮らせるよう利用者の立場にたって支援を行っています。

〔障がい者を対象とした相談機関〕

#### ○障がい者指定特定相談支援事業所（町保健福祉課内）

- ・障がい者福祉サービスを利用される方のサービス等利用計画を作成し相談に応じます。その他、障がい者に関する一般相談を行っています。

〔子ども・子育て家庭を対象とした相談機関〕

#### ○子ども家庭総合支援拠点（町民児童課内子供・子育て支援室）

- ・すべての子ども（満18歳に満たない者）が適切な養育を受け、成長、発達、自立等を保障され、その家庭が持つ力を発揮することができるようにすることを目的に設置（R5.4.1）。町内に在住するすべての子ども及びその家庭並びに妊産婦を支援対象者とします。

#### ○子育て世代包括支援センター（保健福祉課内）

- ・妊産婦並びに乳幼児等の実情把握や、妊娠・出産及び乳幼児に関する相談、育児不安等への支援、情報提供、保健指導等、包括的な支援を行い、妊産婦から子育て期にわたる切れ目のない支援を行うことを目的に設置（R6.4.1）。町内に在住する妊産婦（産婦：産後1年以内）並びに乳幼児（就学前）から18歳までの子どもと保護者を対象とします。

**【町等が取り組む事業内容】**

- ・複合化した悩みを抱える人のニーズに適切に対応できるよう、各関係機関との連携を図り、包括的な支援体制の構築を図ります。
- ・どこに行けば相談できるのか、誰に相談できるのかをわかりやすくするため、各種相談窓口についての周知を図ります。
- ・担当する相談窓口が複数箇所にあたるときには、相談者に対し、丁寧な案内をすることを心がけるとともに、必要に応じて同行しながら支援します。
- ・再犯の防止等の推進に関する法律に基づく事業の啓発と取組を推進します。
- ・警察が行う防犯活動や更生保護団体等が行う「社会を明るくする運動」と連携を図ります。

**【地域全体が共通して取り組むこと】**

- ・家族や親戚との関係を大切にしましょう。
- ・困っているときには、悩みを一人で抱え込まず、積極的に関係機関の相談窓口を利用するよう心がけましょう。
- ・広報せたなやホームページ、公式LINEなどから、各種相談窓口を調べてみましょう。
- ・近所付き合いを大切にし、お互いに気軽に相談し合える関係を築きましょう。
- ・隣近所で悩んでいる人がいたら、民生委員児童委員等、地域において相談支援に携わる人に話をしてみましょう。
- ・再犯防止について、地域のなかで困っている人がいたら、役場の相談窓口を紹介しましょう。
- ・罪を犯した人が立ち直り、地域で受け入れることについて理解を深めましょう。

## 2. 福祉サービス提供体制の充実

**〔現状と課題〕**

高齢者や障がい者等、様々な人のニーズに対応した適切なサービスが提供されるよう、福祉サービスの充実を図ることは重要です。一方で、福祉制度は多岐にわたっており、どのようなサービスがあるのか、どこに相談したらよいのかわからない人も少なくありません。必要なサービスは何かを自らが選択できるようにわかりやすい情報を提供することが重要となります。

**〔施策の方向〕**

利用者のニーズに対応した適切なサービスが提供されるように、福祉サービスの充実を図り、利用者の選択の幅が広がるように努めます。また、福祉サービスに関する情報

を提供する窓口では、情報提供のみにとどまることなく、必要な福祉サービスの利用につなげるよう十分に配慮します。情報の入手が困難と判断される高齢者や障がいのある方には、その家族に対しても丁寧に説明するなど、各種情報が行き届くよう努めます。

### 〔主な施策〕

#### （１）生活支援サービス事業等の提供

○「せたな町健康で安心して暮らせるまちづくり条例」に基づく、生活支援サービス事業等を提供する。

（配食サービス事業）

- ・65歳以上の一人暮らし、高齢者のみの世帯等に、栄養バランスのとれた食事を提供するとともに、安否の確認を行う事業

（緊急通報サービス事業）

- ・一人暮らしや高齢者夫婦世帯等に、通報システムを設置し、緊急時の安全確保を行う事業

（移送サービス事業）

- ・一般車両による移動が困難な高齢者等に対して、福祉専用車両により町内の医療機関へ送迎する事業

（入浴サービス事業）

- ・家庭での入浴が困難な高齢者等に対して、施設での入浴サービスを実施する事業

（除雪サービス事業）

- ・自力で除雪ができない高齢者世帯等に対して、除雪費用の一部を助成する事業

（家族介護支援特別事業）

- ・在宅で寝たきりの高齢者等を抱える家族に対し、介護に必要なおむつ、その他介護用品に要する費用の一部を助成する事業

○生活サポートセンター運営協議会（H29.4.1設置）の協議により実施及び検討している生活支援事業。（生活サポートセンター運営協議会では、高齢者の在宅生活の支援や介護予防の基盤について協議を行ったり、住民参加型のサロン活動等を支援しています）

（通所型サービスB事業）

- ・ボランティア団体が実施するサロン事業（レクリエーション、茶話会、軽体操、会食等）に対し費用の一部を助成する事業（登録団体（R5.10月末）/4団体）

（訪問型サービスB事業）

- ・ボランティア団体が実施する生活支援事業（買い物、ゴミ出し、料理、掃除、洗濯等）に対し費用の一部を助成する事業（登録団体（R5.10月末）/4団体）

(訪問型サービスD事業)

- ・通所型サービスB事業（サロン事業）の利用者に対して、ボランティア団体が行う送迎に対し費用の一部を助成する事業（登録団体（R5.10月末）/3団体）

(買い物支援事業)

- ・サポートセンター運営協議会において、買い物弱者の有効な支援のあり方について協議を進めています。高齢者が地域で安心して生活を送ることができる支援体制の整備に努めます。

### 【町等が取り組む事業内容】

- ・広報せたな、ホームページ、公式LINE等を活用した福祉に関する情報提供
- ・福祉サービスに関する情報を提供する窓口では、情報提供のみにとどまることなく、必要な福祉サービスの利用につなげるよう十分に配慮します。
- ・情報の入手が困難と判断される高齢者や障がいのある方には、その家族に対しても丁寧に説明するなど、各種情報が行き届くよう努めます。
- ・生活支援コーディネーターの活動を通じて、新たな福祉ニーズの把握、対応に努めます。
- ・生活サポートセンター運営協議会において、生活支援に係る協議を進めます。

### 【地域全体が共通して取り組むこと】

- ・広報せたなやホームページ、公式LINE等を積極的に閲覧し、福祉に関する情報の受信に努めましょう。
- ・自分や家族において、福祉サービスについての知識を身につけて、必要に応じて活用するよう心がけましょう。
- ・隣近所で困っている人がいないか意識し、その人に自分は何ができるか考えてみましょう。

## 3. 人にやさしいまちづくりの推進

### 〔現状と課題〕

高齢者や障がい者等、すべての人が安心して地域で生活するためには、交通手段、道路、施設利用時の不便さの解消が重要な課題となります。

当町において、現状では道路、公共交通機関、建築物等のバリアフリー環境は整っているとは言えない状況となっています。また、バス等の公共交通機関においては、マイカーの普及や人口減少等により利用者は減少しているものの、高齢化により公共交通機

関に頼らざるを得ない住民が増え、公共交通の維持・確保の必要性が増しており、外出や移動に困ることのない体制を構築する必要があります。

### 〔施策の方向〕

住まいや公共施設等、福祉的な配慮のある施設・設備の整備については、必要性等を踏まえて促進し、高齢者、障がい者、子ども等が利用しやすいことを基本に、すべての住民が活動しやすい、人にやさしいまちづくりを進めます。

公共交通に関しては、町の持続可能な公共交通体系の構築を目指す計画として、平成30年5月「せたな町地域公共交通網形成計画」を策定し、一部路線を買い物や通院等、利便性向上のためデマンド化に取り組む等、交通ネットワークの再構築に努めています。さらにデマンド化の運行区域を拡大する等、継続して交通ネットワークの再構築に努めます。

### 〔主な施策〕

#### （１）住まいの整備

- 「せたな町町営住宅等長寿命化計画」の基本方針において、住宅整備の際には、高齢者や障がい者等に配慮した、ユニバーサルデザインの考え方を基本としており、近隣の福祉施設や福祉部門と連携した福祉施策の導入による団地形成をすることとしています。

#### （２）福祉のまちづくりの推進

- 高齢者や障がい者をはじめ、誰もが安全で快適に生活できる福祉のまちづくりを総合的に推進するため、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」に基づき、道路、駐車場等の利用しやすいものとなるよう設置に努めます。

#### （３）ユニバーサルデザインの促進

- バリアフリー住宅等の建物やサービス等について、誰もが利用しやすいデザイン化を進めるための情報提供や普及啓発に努めます。

#### （４）移動支援の充実

- 持続可能な公共交通体系の構築を目指し策定した「せたな町地域公共交通網形成計画」に基づき、利便性向上を図るためデマンド化を進めるなど、交通ネットワークの再構築を図り、町民が外出や移動に困ることのない体制の構築に努めます。
- 重度身体障がい者（児）の生活圏拡大を容易にするため、タクシー料金の助成を継続して行います。
- サポートセンター運営協議会において、買い物弱者の有効な支援のあり方について移動支援の方法も含め協議を進めています。高齢者や障がい者等が地域で安心して生活ができる支援体制の整備に努めます。

### 【町等が取り組む事業内容】

- ・町営住宅を建替え等する際には、「せたな町町営住宅等長寿命化計画」の基本方針に基づき、高齢者や障がい者に配慮した、ユニバーサルデザインの考え方を基本とし、近隣の福祉施設や福祉施策の導入による団地形成を進めます。
- ・バリアフリー住宅等の建物やサービス等について、誰もが利用しやすいデザイン化を進めるための情報提供や普及啓発に努めます。
- ・持続可能な交通体系の構築を目指し策定した「せたな町地域公共交通網形成計画」に基づき、利便性向上を図るためデマンド化の運行区域の拡大を進めます。
- ・重度身体障がい者（児）への、タクシー料金の助成を継続して行います。

### 【地域全体が共通して取り組むこと】

- ・広報せたなやホームページ、公式LINE等を積極的に閲覧し、福祉に関する情報の受信に努めましょう。また、町内を運行している公共交通機関（バス）の状況を調べてみましょう。
- ・町内のバリアフリーに配慮した施設を知りましょう。

## 4. 生活安全対策の推進

### 〔現状と課題〕

地域において安心して暮らせるように「自分たちの地域は自分たちで守る」という意識をもって地域ぐるみで防災・防犯活動が展開されるように取り組んでいくことが重要となっています。アンケート調査においても「地域で協力して行った方がいいと思うこと」の項目で「ひとり暮らし高齢者の見守り活動」に次いで、「災害時の避難・救助防災対策」と回答した方が多い結果となりました。防災対策においては、平成23年発生 of 東日本大震災を教訓に、高齢者や障がい者等の方々への情報提供、避難、避難生活等さまざまな場面で対応が不十分であったことを踏まえ、国ではこうした方々に係る名簿の整備・活用を促進することが必要とされ、平成25年の災害対策基本法の改正により、災害時に自ら避難することが困難な高齢者等の避難行動要支援者について、避難行動要支援者名簿を作成することが市町村の義務とされました。また、令和元年の台風19号等の近年の災害においても、多くの高齢者や障がい者の方々が被害に遭われている状況を踏まえ、災害時の避難支援等を実効性のあるものとするために個別避難計画の作成が有効とされ、令和3年の災害対策基本法の改正により、避難行動要支援者について、個別避難計画を作成することが市町村の努力義務とされました。

防犯対策において、高齢者を狙う特殊詐欺が巧妙化・複雑化しており、全国的にも消費者被害に遭う高齢者が後を絶ちません。こうした被害に遭わないためには、本人や家族が正しい知識を持ち、対策法を知っておくことが大切ですが、地域の見守りも必要となります。

### 〔施策の方向〕

防災対策について、平成22年4月「せたな町災害時要援護者避難支援計画」を策定、避難支援プラン・個別計画の作成を開始。平成28年9月に国の取組方針に基づき、計画の名称を「せたな町避難行動要支援者避難支援計画」に改定しました。

また、令和3年2月に要支援者の対象者である要介護者の範囲をこれまでの介護度3以上から要支援1以上に改定し支援者の範囲を拡大しました。令和5年度からは、民間の介護居宅支援事業者や社会福祉協議会との連携により、訪問調査ならびに個別支援計画更新を進めており、今後も継続していきます。

防犯対策では、啓発活動を通して特殊詐欺全般に対する住民の危機意識の醸成を図るとともに、新たな詐欺手口を迅速かつ正確に周知するため、警察等関係機関との連携を強化していきます。

### 〔主な施策〕

#### （1）避難行動要支援者名簿・個別避難計画の更新

○避難行動要支援者名簿・個別避難計画の更新ならびに町内会等、関係機関への情報提供に努めるなど、災害発生時の円滑な避難行動に備える活動を推進し、安全で安心な暮らしを支える基盤づくりに取り組みます。

#### （2）地域での防災活動の促進

○地域における防災力向上に向けて自主防災組織の育成を推進するとともに、組織が行う防災活動を支援します。〔18組織（R5.4月現在）〕

#### （3）防犯意識の周知啓発

○高齢者を狙う特殊詐欺や消費者被害は、巧妙化・複雑化しており犯罪の被害に遭わないよう、警察等関係機関と連携を強化して、啓発活動と情報提供に努めます。

○子どもを犯罪から守るため、家庭、学校、保育所、地域、団体などの関係機関の連携を深めるとともに、防犯講習会の開催や防犯協会等ボランティア活動の促進に努めます。



**【町等が取り組む事業内容】**

- ・避難行動要支援者名簿ならびに個別避難計画の更新に努め、町内会等、関係機関へ情報提供をし、災害時の支援協力体制の構築に努めます。
- ・自主防災組織の育成を推進し、組織が行う防災活動を支援します。
- ・特殊詐欺や消費者被害に係る情報提供に努めます。
- ・老人クラブ等、高齢者が集う場において、警察の協力のもと特殊詐欺や消費者被害防止に係る講話等を実施します。
- ・子どもを犯罪から守るため、家庭、学校、保育所、地域、団体等の関係機関との連携を深めるとともに、防犯講習会の開催や防犯協会等ボランティア活動の促進に努めます。

**【地域全体が共通して取り組むこと】**

- ・役場から配布しているせたな町防災ハンドブックに目を通しておきましょう。
- ・災害発生時にすぐ避難できるよう、防災情報に注意を払い、防災用品、避難場所、避難経路を確認しておきましょう。
- ・町内会等で実施する防災や減災に関する取り組みに積極的に参加しましょう。
- ・災害発生時には、隣近所の助け合いが重要となるので、日頃から声をかけ合える関係づくりに努めましょう。
- ・広報せたなや行政防災無線等、特殊詐欺や消費者被害防止の周知内容をチェックしましょう。
- ・特殊詐欺の被害に遭わないために、正しい知識を持ち、対策法を知っておきましょう。
- ・特殊詐欺等について「自分は騙されないから大丈夫」と過信せず、「自分も騙されるかもしれない」という気持ちを常に持ちましょう。
- ・被害にあったかもしれないと思ったときには、一人で悩まず家族や警察または役場の相談窓口にご相談しましょう。

## 5. いのちを守る支援の充実

### 〔現状と課題〕

近年、全国的に高齢者をはじめ障がい者や児童虐待に関する相談・通報件数が増加しています。虐待は、高齢者や障がい者、子ども等の心身の健康または生命に深刻な影響を及ぼす行為です。虐待を防止していくためには、地域での見守りとともに、介護疲れや育児不安等を抱える人達に寄り添いながら、丁寧な相談支援を進めていくことが重要になります。

また、今後、介護や看護、日常生活上の世話などを担うケアラー(※)が増加することが予想されています。ケアラーは、身体的・精神的負担、職場環境等により、仕事を辞めざるを得ないことや、社会との関わりが減り孤立を深めることもあります。

ヤングケアラーについては、ケアを理由に進学、部活動などをあきらめ、教育や友人との交流を通じて人間として成長する重要な時期をケアに費やしてしまい、社会との繋がりもなくなってしまうこともあります。

### 〔施策の方向〕

高齢者や障がい者への虐待、児童への虐待、男女間の暴力などが社会問題になっており、早期発見・未然防止をしていけるよう、また、このような課題を身近な問題として地域の認識が深まるように、町民への周知啓発を行います。

高齢者における対応機関は、地域包括支援センターとなりますが、民生委員児童委員との情報共有や連携強化を図り、通報や相談に迅速に対応できるように努めるとともに、児童については、要保護児童対策地域協議会をはじめとする関係機関との連携により、虐待を未然に防止し、迅速な対応を図るため、ネットワーク強化に努めます。

児童虐待に関する一元的な相談窓口として、令和5年4月に子ども家庭総合支援拠点を設置し、情報提供や相談等への対応を行います。

ケアラー支援については、認知度はまだ高いと言えず、誰にも相談できないまま社会から孤立していくことが心配されます。当町における取り組みについては、令和5年3月に策定された「北海道ケアラー支援推進計画」(R5.4月～R8.3月)に基づき取り進めることとし、まずは住民に対し、ケアラーに関する理解を広めていくための、広報や啓発活動を行うとともに、ケアラー支援の必要性を知っていただくための学ぶ機会の充実を図ります。また、関係機関等と連携し、ケアラーの早期発見及び支援をするための体制づくりに努めます。

#### ■用語解説

(※)ケアラー：心や体に不調のある人の「介護」「看病」「療育」「世話」「気づかい」等、ケアの必要な家族や近親者、友人、知人などを無償でケアする人

### 〔主な施策〕

#### （１）高齢者虐待防止の推進

○対応機関である地域包括支援センターにおいて、高齢者虐待の防止や早期発見・早期対応に努めます。

#### （２）児童虐待防止の推進

○児童虐待の一元的な相談窓口として、子ども家庭総合支援拠点を設置（R5.4月）し、児童虐待に関する実情の把握や社会資源の情報提供を行う他、相談等への対応を行います。

○児童虐待対策として、要保護児童連絡対策地域協議会を構成する関係課・団体等との連携を深めながら、連絡・相談・対策に係る緊密なネットワークの強化に努めます。

#### （３）ケアラー支援

○北海道ケアラー支援推進計画（R5.4月～R8.3月）に基づき取り進めることとし、まずは住民に対し、ケアラーに関する理解を広めていくための、広報や啓発活動を行うとともに、ケアラー支援の必要性を知っていただくための学ぶ機会の充実を図ります。

また、関係機関等と連携し、ケアラーの早期発見及び支援をするための体制づくりに努めます。

### 【北海道ケアラー支援推進計画について】

少子高齢化や核家族化の進展といった社会構造の変化により、「老老介護」や「ダブルケア」「介護離職」など、家族介護を取り巻く課題が多様化する中、ケアラーは家族から頼りにされる一方で、介護に関する悩みや不安を知られたくないとの考えから、周囲に相談することができず、心身に負担を抱えている場合があります。特に18歳未満のヤングケアラーは、本人や家族に自覚がないといった理由から、支援が必要であったとしても、そのことが表面化しにくくなっています。

北海道が実施した実態調査では、多くのケアラーが、自身の健康面に不安を抱え、頼りにできる相談相手や窓口を求めていると回答し、ヤングケアラーの8割が、家庭での介護や援助に関する相談をした経験がないと回答されています。こうした状況を踏まえ、北海道において、ケアラー支援に関する道民の理解を深めていくとともに、個々の事情に沿った支援に繋がることができるよう、令和4年3月に「北海道ケアラー支援条例」が制定され、令和5年3月、北海道ケアラー支援推進計画（令和5年4月～令和8年3月までの3ヵ年）が策定されました。計画では、社会資源や人材等が偏在する北海道の地域特性を踏まえ、広域的な支援体制の構築を推進する必要から、北海道の「地域福祉支援計画」における第二次地域福祉圏（21圏域）を本計画の圏域としています。

なお、「高齢者保健福祉計画・介護保健事業支援計画」、「障がい者基本計画」の共通の

## 第4章 施策の展開

考え方によって同様の圏域を定めています。また、ヤングケアラーへの支援に関する広域的な地域単位について、北海道の児童相談所管内ごとの区分けとした8圏域を設定しています。



北渡島檜山圏域	八雲町	長万部町	今金町	せたな町
---------	-----	------	-----	------

## 1. 普及啓発の促進

### 〔施策の内容〕

#### ①「ケアラー支援推進月間」の設定

ケアラーに関する理解を広めていくため、一定の期間を定め、たうえで集中的な広報や啓発活動を行うこととし、11月11日の「介護の日」と連動して、毎年11月を「ケアラー支援推進月間」に位置付け、重点的な啓発活動を展開していきます。

#### ②広報啓発活動の展開

ポスターやリーフレット等による啓発

## 2. 早期発見及び相談の場の確保

### 〔施策の内容〕

北海道において、支援を必要とするケアラーの早期発見・把握に係る考え方を周知するほか、広域的支援として相談対応を担う職員向けの研修を実施し、家族介護に関する相談窓口が明確化されるよう、広報やホームページ等による住民周知を推し進めるとともに、ヤングケアラーに関しては、相談経験がないとの回答が多数を占めている現状を勘案し、専門相談窓口を設置するなどの取り組みを行っていきます。

## 3. ケアラーを支援するための地域づくり

### 〔施策の内容〕

こうした現状と課題を踏まえ、北海道では①から④について取り組むこととして、市町村の地域づくりを推進していくこととしています。

①地域住民や事業者への意識啓発

②地域における介護者サロンやカフェなどの交流拠点の整備促進

③ケアラー支援体制を構築するためのアドバイザー派遣

④公的支援やサービスの周知と利用勧奨

**【町等が取り組む事業内容】**

- ・高齢者虐待の対応機関である地域包括支援センターにおいて、虐待の防止や早期発見ときめ細やかな対応のため、地域ケア会議などのさらなる機能充実を図ります。
- ・障がい者虐待の早期発見ときめ細やかな対応のため、障がい者地域自立支援協議会などのさらなる機能充実を図ります。
- ・子ども家庭総合支援拠点（町民児童課内）において、児童虐待に関する実情の把握や社会資源の情報提供を行う他、相談等への対応を行います。
- ・要保護児童連絡対策地域協議会を構成する関係課・団体等との連携を深めながら、連絡・相談・対策に係る緊密なネットワークの強化に努めます。
- ・高齢者や障がい者、児童等に対する虐待問題について、学ぶ機会の充実を図ります。
- ・地域からの虐待に関する連絡や相談に対し、迅速に対応できる体制づくりとともに、きめ細やかなケアや支援のさらなる充実を図ります。
- ・ケアラーに関する理解を広めていくための、広報や啓発活動を行うとともに、ケアラー支援の必要性を知っていただくための学ぶ機会の充実を図ります。
- ・ケアラーに対応する連絡先や相談窓口の周知と機能強化を図ります。
- ・関係機関等と連携し、ケアラーの早期発見及び支援をするための体制づくりに努めます。

**【地域全体が共通して取り組むこと】**

- ・高齢者や障がい者、児童等に対する虐待問題についての理解を深めましょう。
- ・ケアラーについての内容について、家族で話し合いし理解を深めましょう。
- ・普段から地域でのコミュニケーションを大切にしましょう。
- ・家族の介護等で悩んでいたら、悩みを一人で抱え込まず、関係機関の相談窓口を利用しましょう。
- ・近所で気になる人がいたら、隣近所の人同士でお互いに協力しながら、見守りを心がけましょう。

## 基本目標3 みんなで支え合い助け合う

### 1. 見守り支援の充実

#### 〔現状と課題〕

地域福祉の推進のためには、地域のつながりが不可欠です。近年は核家族化やライフスタイルの変化により、地域のつながりは希薄化し、地域と積極的な関わりを持たない人も出てきている中で、孤独死などの課題も出てきています。

地域福祉のあり方として、地域における助け合い、支え合いによる地域福祉の推進が必要とされています。近所で気にかかる人や悩みを抱えている人がいたら、地域でお互いに協力しながら声かけや見守り支援をし、地域との関わりが孤立しがちな人たちを見守っていく支援が大切です。

#### 〔施策の方向〕

アンケート調査の「地域で協力して行った方がいいと思うこと」の項目において、全体の半数近くの方が「ひとり暮らしの高齢者の見守り活動」と回答しており、最も多い結果でありました。一方、「日常生活で困っている人にできること」の項目では、「安否確認や声かけ」と回答した方が半数近くで最も多い回答でありました。

地域での日常的なふれあいや声かけが支え合い活動にもつながることから、地域でのさまざまな活動を活性化させ、見守りが必要な高齢者や障がい者、子ども等を地域で把握し見守り体制の充実を図ります。

#### 〔主な施策〕

##### (1) 地域の見守り支援体制の強化

- 地域におけるひとり暮らし高齢者等の孤立防止に向け、地域での見守りや声かけ活動の活動の構築にむけて、地域住民や民生委員児童委員、せたな町高齢者等見守り隊等のボランティア団体等と連携を図りながら見守り体制の充実を図ります。
- 子どもの安全対策や虐待防止等について、関係機関と連携を図り地域で見守る体制づくりを推進します。
- 地域住民にとって最も身近な単位として町内会を軸に、地域で子どもから高齢者までのすべての人を対象とした行事や世代間交流等の活動を支援し、地域の行事への住民の参加を促進します。
- 社会福祉協議会が、地域住民の社会参加や生きがいづくり、支え合いを目的として行う活動を支援します。

## (2) ボランティア活動の支援

- 社会福祉協議会が設置するボランティアセンターの充実が図られるよう、社会福祉協議会との連携の強化に努めます。
- ボランティア団体が実施する住民参加型のサロン活動等を支援します。
- ボランティアに関心がある住民の参加を促進するため、ボランティアに関する情報提供や参加しやすい場づくりの構築に努めます。

## (3) 重層的な支援体制の構築

- 住民の支援ニーズが複雑化・複合化する中、制度・分野ごとの縦割りを防ぎ、総合的に相談に応じ、関係機関と連絡調整等を行う体制づくりに努めます。

### 【町等が取り組む事業内容】

- ・せたな町安心見守りネットワーク事業を通じて、せたな町高齢者見守り隊が行う見守り活動を支援します。
- ・社会福祉協議会、民生委員児童委員、町内会、学校等の関係機関との情報共有、連携調整を図ります。
- ・社会福祉協議会と連携して、ボランティア活動に係る情報提供や参加しやすい場づくりの構築に努めます。
- ・ボランティア団体が実施する住民参加型のサロン活動等を支援します。
- ・地域活動事等推進事業（コミュニティ活動の推進に寄与する事業）により町内会等の活動を支援します。

### 【地域全体が共通して取り組むこと】

- ・日々の挨拶はとても大切です。普段から近所同士で声をかけ合いましょう。
- ・近所で気にかかる人がいたら、隣近所の人同士でお互いに協力しながら、見守りを心がけましょう。
- ・自分が関心のある活動やボランティア活動がされているか知りましょう。
- ・ボランティア団体の活動に興味のある方は、社会福祉協議会や役場保健福祉課に相談してみましょう。
- ・集まった仲間でボランティア等の地域福祉活動をしたい場合は、社会福祉協議会や役場保健福祉課に相談してみましょう。

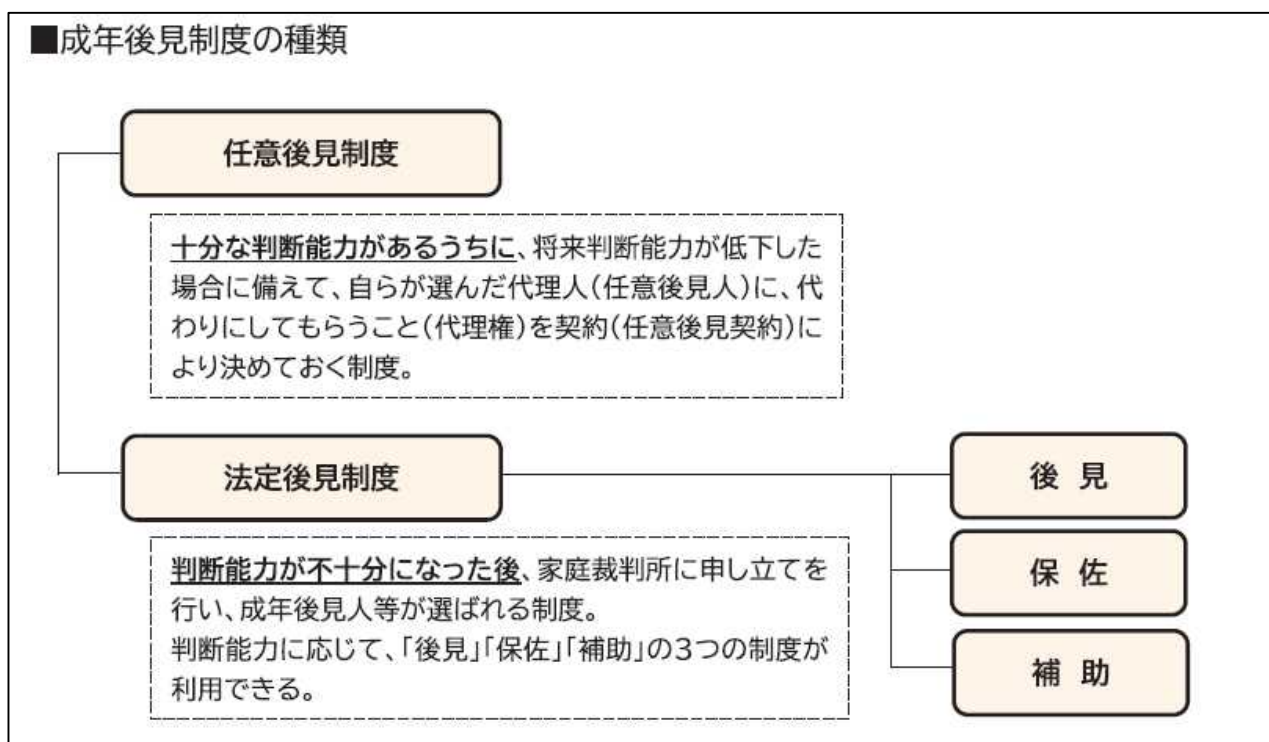


## 第5章 成年後見制度利用促進基本計画

### 1 成年後見制度とは

成年後見制度とは、本人の権利を守る援助者である成年後見人等を選任することで、本人を法律的に支援する制度です。住み慣れた地域で自分らしい生活を送るために必要な権利擁護における重要な手段のひとつです。

成年後見制度は、「任意後見制度」と「法定後見制度」の2つに分けられます。「任意後見制度」は、十分な判断能力があるうちに、将来判断能力が低下した場合に備えて、自らが選んだ代理人（任意後見人）に、代わりにしてもらうこと（代理権）を契約（任意後見契約）により決めておく制度で、「法定後見制度」は、判断能力が不十分になった後、家庭裁判所に申し立てを行い、成年後見人等が選ばれる制度です。また、「法定後見制度」は、判断能力の程度に応じて、さらに「後見」「保佐」「補助」の3つの類型に分けられます。



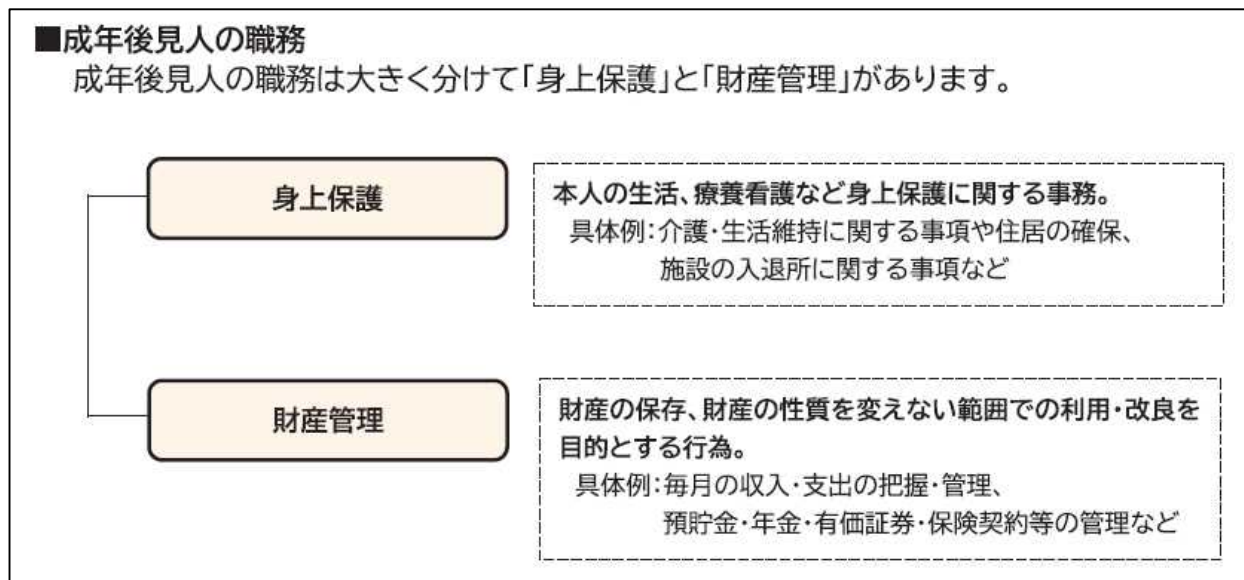
■法定後見制度の類型				
		後見	保佐	補助
対象となる人		判断能力が欠けているのが通常の状態の人	判断能力が著しく不十分な人	判断能力が不十分な人
申し立てができる人		本人、配偶者、四親等以内の親族、検察官、市区町村長など		
成年後見人等の権限	必ず与えられる権限	財産管理についての全般的な代理権、取消権(日常生活に関する行為を除く)	特定の事項 <sup>※1</sup> についての同意権 <sup>※2</sup> 、取消権(日常生活に関する行為を除く)	-
	申し立てにより与えられる権限	-	特定の事項 <sup>※1</sup> 以外についての同意権 <sup>※2</sup> 、取消権(日常生活に関する行為を除く) 特定の法律行為 <sup>※3</sup> についての代理権	特定の事項 <sup>※1</sup> の一部についての同意権 <sup>※2</sup> 、取消権(日常生活に関する行為を除く) 特定の法律行為 <sup>※3</sup> についての代理権
制度を利用した場合の資格などの制限		株式会社の取締役等の地位を失うなど <sup>※4</sup>		-

※1 民法13条1項に掲げられている借金、訴訟行為、相続の承認や放棄、新築や増改築などの事項をいいます。ただし、日用品の購入など日常生活に関する行為は除かれます。

※2 本人が特定の行為を行う際に、その内容が本人に不利益でないか検討して、問題がない場合に同意(了承)する権限です。保佐人、補助人は、この同意がない本人の行為を取り消すことができます。

※3 民法13条1項に挙げられている同意を要する行為に限定されません。

※4 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年12月11日公布)において、株式会社の取締役等が後見等開始の審判を受けた場合には、取締役を選任された時点と判断能力等の点で前提が異なることになるため、一旦は取締役等の地位を失いますが、その後、株主総会の決議等の所定の手続きを経ることで、再び取締役に就任することができます。



## 2 権利擁護の推進

### (1) 権利擁護の普及

#### 〔現状と課題〕

町内には多くの高齢者、障がいのある方が生活されており、認知症高齢者の人数は、今後も増加すると考えられています。成年後見制度の利用は、こうした方々の権利と利益を守る上で重要なものであり、今後は、より一層の利用促進が求められます。成年後見制度を含む権利擁護支援に関する住民の認知度は上がりつつあるものの、未だ十分とは言えない状況です。当町においては、研修会を毎年開催し住民や関係機関に対し、権利擁護に関する内容について周知を図っているほか、広報誌への掲載や老人クラブへの出前講座の開催等により、権利擁護に関する情報提供や啓発を行っています。

#### 〔今後の取組〕

今後も、権利擁護に関する周知を図るとともに、判断能力が不十分な方が必要な制度の利用により住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、成年後見制度や虐待防止、消費者被害防止等についての基本的内容や相談窓口等に関して普及啓発を図っていきます。

### (2) 権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築

権利擁護支援の地域連携ネットワークとは、本人らしい生活を守るための制度として必要な人が成年後見制度を利用できるよう、権利擁護支援の必要な人を発見し、適切に必要な支援につなげる地域連携の仕組みのことを言います。

「権利擁護支援の必要な人の発見・支援」「早期の段階からの相談・対応体制の整備」「意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築」という3つの役割を持ち、既存の保健・医療・福祉の連携に司法も含めた連携の仕組みを構築するものとされ、「中核機関」「協議会」「チーム」を構成要素としています。

#### ①中核機関の運営

#### 〔現状と課題〕

中核機関とは、地域連携ネットワークのコーディネートを担う中核的な機関のことを言います。当町では、権利擁護に係る窓口を明確化し、町民や支援関係者などが安心して相談できる中核機関として、令和3年12月「せたな町成年後見支援センター」を保健福祉課内に設置しました。相談対応、家庭裁判所との連携、受任者調整等の支援などを行っています。しかしながら、町民や関係機関への認知度は十分とは言

えず、相談件数は伸び悩んでいる状況です。

#### 〔今後の取組〕

高齢者・障がい者の権利擁護に関する相談窓口として、町民・関係機関へのさらなる周知を図るため、地域の集まりに出向いての普及活動等の取り組みを行います。

また、本人の権利利益保護の観点から、事案に即した後見人等の選任を図るため、司法書士や弁護士等の専門職を含む協議の場での受任者調整のしくみづくりなど、中核機関としてのコーディネート機能強化を図り、より適切な制度利用に向けた体制整備を実施していきます。

### ②協議会の運営

#### 〔現状と課題〕

協議会とは、各地域において、専門職団体や当事者団体などを含む関係機関・団体が、連携体制を強化し、これらの機関・団体による自発的な協力を進めるしくみを言います。当町では、協議会として令和4年3月「せたな町成年後見制度利用促進協議会」を設置しました。構成メンバーは「せたな町障害者地域自立支援協議会」と「せたな町地域包括支援センター運営協議会」の委員より選出し、司法との連携の観点から、毎回法律等の専門職をアドバイザーとして依頼し、概ね年2回協議会を開催しています。

#### 〔今後の取組〕

協議会において、権利擁護支援の地域連携ネットワークが必要な機能を発揮できるよう、地域の支援者や専門職と連携し、地域課題の解決及び権利擁護支援チームへのバックアップ体制強化に向けて継続して協議を行います。また、令和6年度からは受任者調整のための協議を併せて行うことを予定しています。

### ③「権利擁護支援チーム」による対応

本人の意思を尊重しつつ、本人の権利擁護をより確実なものとするためには、後見人等を孤立させないよう権利擁護支援チームの一員として後見人等が職務を行うことができる環境整備が重要です。

権利擁護支援チームとは、協力して日常的に本人を見守り、本人の意思や状況を継続的に把握し、必要な対応を行うしくみです。成年後見人等に加え、地域の関係者や親族、福祉・医療・法律専門職等、個別の課題に応じたメンバーで構成されています。協議会は権利擁護支援チームへの適切なバックアップ体制を整備し、中核機関は権利擁護支援チームの形成や活動を支援します。

#### 〔現状と課題〕

成年後見制度の利用有無にかかわらず、権利擁護支援が必要な方に対し、必要に応

じて中核機関であるセンターが支援関係者を招集し、課題の共有や支援方針検討を行うなど、権利擁護支援チームの形成を支援しています。また、権利擁護支援チームに対する相談対応、訪問への同行等の活動支援を行っています。

#### 〔今後の取組〕

今後も、協議会においては、専門職等による権利擁護支援チームへのバックアップ体制を構築していくとともに、権利擁護支援を必要とする方が適切な支援を受けられるよう、チーム形成及び活動への支援を行い、権利擁護支援チームによる支援を推進していきます。また、意思決定支援(※)の考え方をチーム内で共有し、障がい特性や本人の状況等を十分に踏まえた上で、本人を第一に考えた支援を実施するための取り組みを進めていきます。

##### ■用語解説

(※)意思決定支援：障がいや認知症等により意思決定に困難を抱える人が、日常生活や社会生活等に関して自分自身の意思が反映された生活を送ることができるように、その人を支援することやそのしくみ

### (3) 権利擁護人材の育成

#### 〔現状と課題〕

現在、当町の後見開始、保佐開始及び補助開始事件においては、成年後見人等を受任することができる親族、市民後見人(※)、専門職の中で、専門職の受任が大多数を占めています。一方、成年後見人等を担うことができる専門職の数は限られており、今後、成年後見制度のニーズが増大するに伴い、担い手不足が重要な課題となることが予想されます。

##### ■用語解説

(※)市民後見人：市区町村が実施する養成研修を受講するなどして、必要な知識を得た一般市民（市民後見人養成講座修了生）の中から家庭裁判所が成年後見人として選任した方

#### 〔今後の取組〕

引き続き、新たな市民後見人の養成に努めるとともに、修了生への相談対応、フォローアップ研修の実施等により人材の育成に努めます。

また、親族後見について、町民への周知及び相談対応を行うことで利用促進を図ります。

## (4) 成年後見制度の利用促進

### ①利用者への助成

#### 〔現状と課題〕

成年後見制度の利用に際し、費用を負担することが困難な方でも、制度を利用することができるよう、申立て費用や成年後見人等への報酬を町が助成する成年後見制度利用支援事業を実施しています。また、より使いやすい事業とするため、令和5年度に運用に関する見直しを行っています。

#### 〔今後の取組〕

引き続き、町民や成年後見人等に対し、助成制度についての普及を行うほか、成年後見人等に対し、情報提供や申請手続きへの支援を行います。

### ②町長申立の実施

#### 〔現状と課題〕

成年後見制度における申立権者は本人、配偶者、4親等以内の親族等とされていますが、65歳以上の者、知的障がい者、精神障がい者について、その福祉を図るため特に必要と認められるときは、市町村長は後見開始の審判等の請求（市町村長申立）ができると規定されています（老人福祉法第32条、知的障害者福祉法第28条、精神保健及び精神障がい者福祉に関する法律第51条の11の2）。

本人の意思能力や家族の有無、生活状況等から判断して、制度利用が必要であるにも関わらず親族等による申立が期待できない状況においては、本人の保護を図るために積極的に市町村長申立を行うべきと考えられます。

全国的に、法定後見開始審判の申立に占める市町村申立の件数は増加傾向にあり、令和4年には全体の約23.3%となっています。要因としては、単身世帯や身寄りのない高齢者の増加が考えられ、今後も独居高齢者の増加等により市町村長申立の需要は増えていくことが予想されます。

また、権利擁護支援の対象となる方の多くは、自分で窓口へ相談に来ることが困難であるため、町として把握できていない潜在的なケースが数多く存在することが推測されます。全国的に、日常生活自立支援事業（\*）からの成年後見制度への移行に課題があることも指摘されています。

#### ■用語解説

(※)日常生活自立支援事業：認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等のうち判断能力が不十分な方が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助や日常的金銭管理等を行うもの。実施主体は都道府県社会福祉協議会であり、窓口業務等は市町村社会福祉協議会が行う

〔今後の取組〕

引き続き、必要な方を制度利用につなぐことができるよう、関係機関へ情報提供等の協力を呼びかけニーズの把握を図るとともに、町長申立の積極的な実施を行っていきます。また、対象者の状況変化に応じて、適切に日常生活自立支援事業から成年後見制度への移行が行われるよう、実施主体である社会福祉協議会との連携を図っていきます。

■せたな町における成年後見制度の状況（年度別）

	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年
利用者数	—	6	10	12	14
町長申立件数	0	3	6	3	2
本人・親族申立支援	1	1	2	0	0
報酬助成件数	3	3	3	7	13

③「任意後見」「補助」「保佐」の利用促進

〔現状と課題〕

成年後見制度の利用における種類の割合として、全国的に後見類型が大半を占めており、補助・保佐類型や任意後見の利用が少ない状況がみられます。

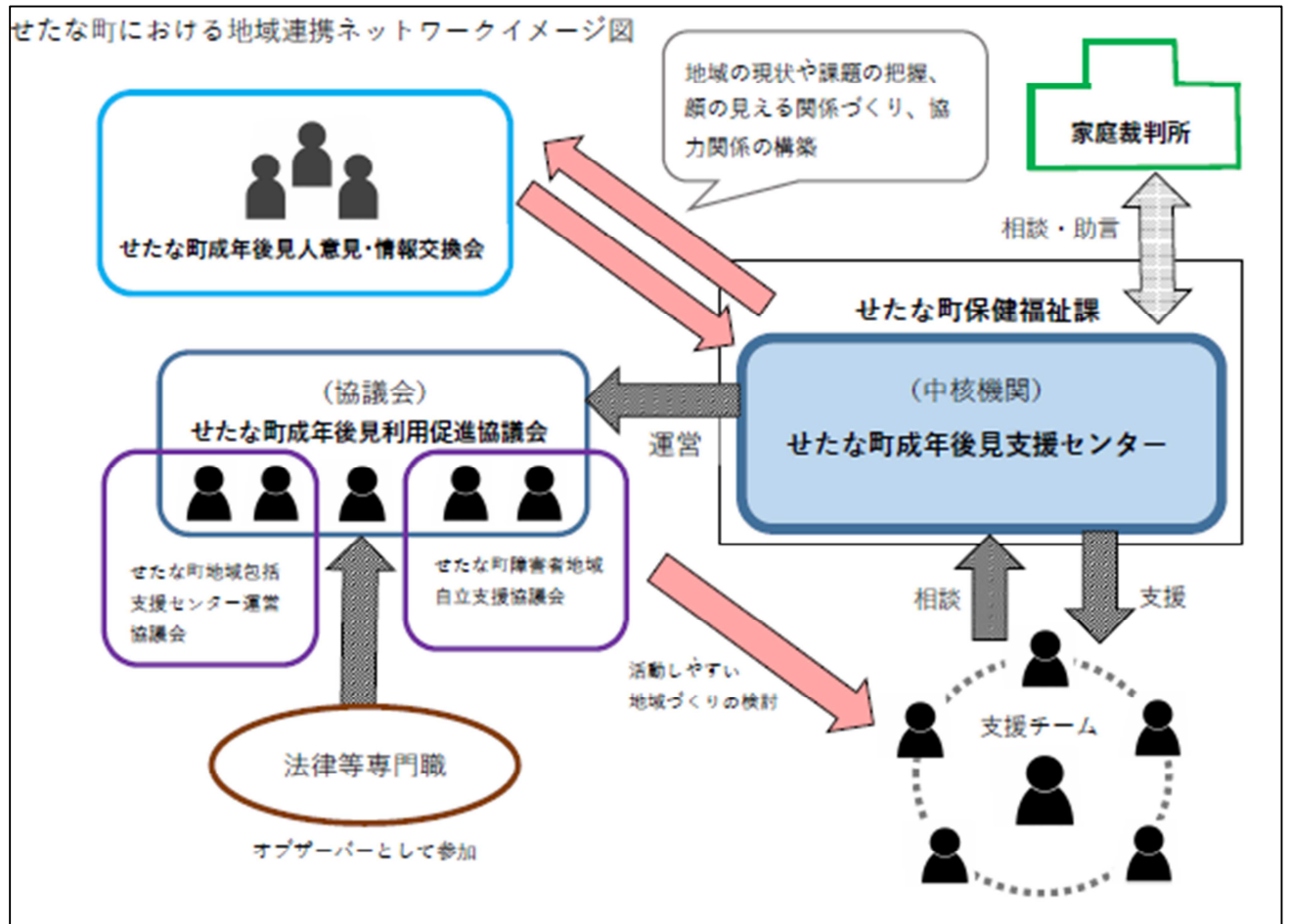
当町においては、保佐類型の利用者が増えているものの、依然として補助類型、任意後見の利用者が少ない状況にあります。

〔今後の取組〕

本人の自己決定権を尊重し、人生設計についての意思を反映・尊重できるという観点から、任意後見制度並びに補助・保佐等早期からの制度利用を促進するため、町民向けに情報提供を行い、安心して利用されるための取り組みを進めます。

■せたな町における成年後見制度利用者数（類型別）

	補助	保佐	後見	任意	合計
令和元年 10 月	0	1	5	0	6
令和 2 年 12 月	1	5	4	0	10
令和 3 年 10 月	1	5	6	0	12
令和 4 年 10 月	1	7	6	0	14
令和 5 年 10 月	1	8	6	0	15





## 第6章 計画の推進のために

### 1 町民・関係機関・行政の協働による計画の推進

地域福祉の主役は、地域で生活しているすべての町民です。自分たちの住む地域を「支え合い」や「助け合い」のできる理想の地域に近づけていくためには、行政の取組だけでは不十分であり、町民との協働が必要です。地域の中には多様な福祉ニーズがあり、それらに対応していくためには、町内会やボランティア団体、福祉・介護サービス事業所、社会福祉協議会などの取組も必要となることから、これらの関係機関も重要な地域福祉の担い手となります。本計画を進めていくにあたっては、地域福祉の担い手それぞれが役割を果たしながら、安心して健やかに暮らせるまちづくりのために、協働して取り組んでいくことが大切です。

#### (1) 一人ひとりの町民

町民は、福祉サービスの利用者であるとともに、地域福祉の担い手でもあります。

町民一人ひとりが、地域福祉について関心を持ち、地域で何ができるかを考え、個人が持っている知識や技能を活かし、町内会や地域活動・ボランティア活動に参加するなど、地域福祉の担い手としての役割が求められています。

#### (2) 町内会

町内会は、地域の支え合い・助け合い活動の担い手となり、地域福祉への関心を高め、取組を充実させていくことが期待されます。

#### (3) ボランティア団体

ボランティア団体は、地域福祉活動の実践や地域の生活課題の解決に向けた柔軟な対応を通じ、地域の支え合い・助け合い活動の担い手となるとともに、町民に対し、活動参加の場や機会を提供することが期待されます。

#### (4) 福祉サービス事業所、企業

福祉サービス事業所は、福祉サービスの提供者として利用者の自立支援、サービスの質の確保、利用者保護、事業内容やサービス内容の情報提供をはじめ、他のサービスや関係機関との連携により、総合的なサービス提供に取り組むことが期待されます。また、企業についても、地域のネットワークの一員として、福祉の担い手としての役割が期待されます。

### (5) 民生委員児童委員（社会福祉委員）

民生委員児童委員（社会福祉委員）は、地域に密着した活動を通じて支援の必要な方に、町民の立場にたった福祉的視点で相談援助を行うとともに、町や社会福祉協議会と情報共有を図り、連携した活動を行うことが期待されます。

### (6) 社会福祉協議会

社会福祉協議会は、社会福祉法において、地域福祉の推進を担う中心的な団体として位置づけられており、町民・ボランティア・福祉サービス事業所、企業などとのコーディネート役としての機能が求められています。

地域福祉の向上を目的として「地域福祉実践計画」を策定し、行政と密接に連携をとりながら、地域福祉活動やボランティア活動の推進など、計画に基づいた取組を実施することが期待されます。

### (7) 町

町は、地域福祉の向上を目指して、福祉施策を総合的に推進していく責務があります。このため、地域福祉を推進する関係機関・団体等の役割を踏まえながら、相互に連携・協力を図るとともに、住民ニーズの把握と地域の特性に配慮した施策の推進を図ります。また、地域住民が抱える複雑化・複合化している諸課題の解決に向けては、分野別の支援体制では対応が困難になっている現状から、属性を問わず、広く解決に繋げる重層的支援体制を推進していきます。

## 2 計画の周知

計画の内容については、広く町民に伝えることで、町全体で地域福祉を推進することができるよう、町ホームページ等を活用し、周知に努めます。

## 3 計画の推進・評価

本計画を推進していくために、計画の進捗状況や成果などを評価することが大切です。本計画をより実効あるものとするため、町民や事業者、関係団体等が十分連携を図ったなかで、活動上の課題や情報交換を行い、計画の推進に努めます。

また、町と社会福祉協議会が中心となり、随時、評価・検証作業を行い、その後の計画を推進します。

■参考資料 1

計画策定に係る経過

年	月 日	内 容
令和 5 年	4 月 2 6 日 (水)	○第 1 回せたな町地域総合ケア推進協議会 (協議内容) ・地域福祉計画について (計画の趣旨、総合計画及び各個別計画との関係、ボランティア団体の現況、生活保護の現況について説明)
	1 1 月 3 0 日 (木)	○第 2 回せたな町地域総合ケア推進協議会 (協議内容) ・第 2 期地域福祉計画・第 2 期成年後見制度利用促進基本計画について (計画素案について説明)
令和 6 年	1 月 2 2 日 (月)	○第 3 回せたな町地域総合ケア推進協議会 (協議内容) ・第 2 期地域福祉計画・第 2 期成年後見制度利用促進基本計画について (最終協議)
	2 月 1 9 日 (月)	○議会総務厚生常任委員会にて説明 (説明内容) ・第 2 期地域福祉計画・第 2 期成年後見制度利用促進基本計画について
	3 月	○第 2 期地域福祉計画・第 2 期成年後見制度利用促進基本計画の配布 ・委員ならびに関係機関 (団体・事業者等)

## ■参考資料 2

### せたな町地域総合ケア推進協議会委員名簿

役職名	氏 名	住 所	選 出 区 分
会 長	高 橋 貞 光	北檜山区	せたな町長
委 員	桂 田 富 次	瀬 棚 区	せたな町民生委員児童委員協議会会長
〃	元 島 敬 二	北檜山区	せたな町身体障害者福祉協会会長
〃	多 田 光 昭	北檜山区	せたな町町内会連絡協議会会長
〃	関 功 悦	北檜山区	せたな町社会福祉協議会事務局長
〃	松 林 良 子	北檜山区	せたな町健康づくり推進員協議会会長
〃	工 藤 久美子	瀬 棚 区	瀬棚ボランティアセンター運営委員会委員長
〃	山 本 右 富	北檜山区	特別養護老人ホームきたひやま荘施設長
〃	藤 谷 篤	大 成 区	特別養護老人ホーム大成長生園施設長
〃	尾 野 覚	瀬 棚 区	地域密着型小規模特別養護老人ホームせたな雅荘施設長
〃	西 村 晋 悟	北檜山区	せたな町立国保病院事務局長
〃	中 野 昇	北檜山区	道南ロイヤル病院事務長
〃	大久保 純 一	北檜山区	ヘルパー灯り所長
〃	磯 部 圭 輔	北檜山区	小規模多機能型居宅介護事業所あさがお施設長
〃	佐々木 雅 康	北檜山区	北檜山社会福祉事務出張所所長
〃	今 西 一 憲	瀬 棚 区	NPO法人せたな共同作業所ふれんど所長

### ■参考資料 3

#### せたな町成年後見制度利用促進協議会委員名簿

役職名	氏 名	住 所	所属機関及び団体名
委 員	松 林 良 子	北檜山区	せたな町地域包括支援センター運営協議会
”	磯 部 圭 輔	北檜山区	せたな町地域包括支援センター運営協議会
”	元 島 敬 二	北檜山区	せたな町障害者地域自立支援協議会
”	大 口 久 克	北檜山区	せたな町障害者地域自立支援協議会

## ■参考資料 4

### せたな町地域総合ケア推進協議会規則

平成18年4月1日規則第22号

(設置)

第1条 高齢者や障害者等が住み慣れた地域で、明るく豊かに安心して暮らせるように、関係機関・団体及び地域が一体となって各種施策の機能的な展開を図るため、せたな町地域総合ケア推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を協議、推進するものとする。

- (1) 地域ケアの総合的な施策の調査・検討
- (2) 地域ケア推進のための基盤づくりの推進
- (3) 高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の策定・見直し
- (4) 障害者計画及び障害福祉計画の策定・見直し
- (5) 地域福祉計画及び地域福祉実践計画の策定・見直し
- (6) その他在宅福祉推進のために必要と認める事項

(組織)

第3条 協議会は、次に掲げる関係機関・団体の代表者等で組織し委員は町長が委嘱する。

- (1) 民生委員児童委員
- (2) 老人・心障・ひとり親家庭等の社会福祉団体
- (3) 町内会・婦人会・青年団体等の地域団体
- (4) 社会福祉協議会
- (5) 健康づくり推進協議会
- (6) ボランティア団体
- (7) 老人福祉施設
- (8) 医療機関
- (9) 介護保険サービス事業所
- (10) 関係行政機関
- (11) 前各号に定める者のほか、町長が必要と認める者

2 委員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

(会長及び職務の代理)

第4条 協議会の会長は、せたな町長をもって充てる。

2 会長は、協議会を代表して会務を総理する。

3 会長に事故あるときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議は、会長が招集する。

2 協議会の議長は会長があたる。

3 会議の議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、せたな町保健福祉課内において処理する。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月31日規則第10号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成29年6月27日規則第19号）

この規則は、平成29年7月1日から施行する。





## 第2期せたな町地域福祉計画 第2期せたな町成年後見制度利用促進基本計画

発行 令和6年3月  
せたな町保健福祉課  
〒049-4592  
北海道久遠郡せたな町北檜山区徳島 63 番地 1  
TEL 0137-84-5984 FAX 0137-84-5065  
<http://www.town.setana.lg.jp/>